

第三セクター見直しに関する 実行計画の取組状況

平成 21 年 2 月

福島県行財政改革推進本部
(公社等外郭団体見直し部会)

【類型1】 法人運営における県の関与も含め、法人のあり方を検討する法人（12法人）		
第三セクター名	見直し目標	ページ
(社)福島県私学振興基金協会	組織や法人運営のあり方の見直し 貸付・助成事業内容等の見直し	1
(財)福島県電源地域振興財団	組織や法人運営のあり方の見直し	8
(財)福島県文化振興基金	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し	9
(財)福島県体育協会	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し	13
(財)福島県スポーツ振興基金	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し	16
(財)福島県罹災救助基金協議会	法人のあり方、県関与のあり方の見直し	19
(財)福島県原子力広報協会	法人のあり方、県関与のあり方の検討 原子力広報のあり方の検討	22
(財)福島県総合社会福祉基金	県関与のあり方を含めた法人のあり方の見直し	27
(財)福島県障がい者スポーツ協会	県関与のあり方を含めた法人のあり方の見直し	32
(財)郡山地域テクノポリス推進機構	県計画終了後の財団のあり方の見直し、県関与のあり方の見直し	36
(財)福島県学術教育振興財団	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し	41
(財)福島県学生寮	法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し	44

【類型2】 団体の自立的な運営のため、県の関与のあり方について検討する法人（10法人）		
第三セクター名	見直し目標	ページ
(財)福島県私立学校教職員退職金財団	県の非常勤役員の縮小	46
(株)日本フットボールヴィレッジ	県の人的関与のあり方の見直し	48
(財)福島県保健衛生協会	県の非常勤役員の縮小	50
(財)福島県腎臓協会	県の類似補助金の統合、非常勤役員の見直し	52
(財)福島県アイバンク	県の類似補助金の統合、非常勤役員の見直し	53
(財)ふくしま科学振興協会	県の補助金支出縮減 県の現職派遣、非常勤役員の縮小	54
福島県農業信用基金協会	県の非常勤役員の縮小	56
福島県土地改良事業団体連合会	県の現職派遣の廃止	57
マリーナ・レイク猪苗代(株)	県の非常勤役員の縮小	58
小名浜マリーナ(株)	県の非常勤役員の縮小	59

【類型3】 設立目的や業務の適正かつ円滑な推進を図るため、必要に応じて経営面における県の助言などを行う法人（6法人）		
第三セクター名	見直し目標	ページ
阿武隈急行(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化	61
会津鉄道(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化	63
野岩鉄道(株)	経営健全化計画に基づく経営基盤の強化	65
福島空港ビル(株)	空港の利活用促進に向けた取組み 施設の安全確保及び健全経営に向けた対応策の検討、実施	67
(株)福島県食肉流通センター	経営の改善及び安定	72
福島県漁業信用基金協会	経営改善及び保証基盤強化	74

類型 1

団体名	(社)福島県私学振興基金協会	類型	1	担当課名	総務部私学法人課
-----	----------------	----	---	------	----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 組織や法人運営のあり方の見直し

公益法人制度改革の動向等を踏まえ、平成 19 年度末までに主体的な法人運営を図るため、県職員の役員就任や他団体従事による事務局運営など、組織や法人運営のあり方について検討を行い、平成 20 年度以降、検討結果に基づき着実な実行を図る。

【目標 2】 貸付・助成事業内容等の見直し

平成 19 年度末までに、現在行っている貸付事業と助成事業のあり方について検討を行い、平成 20 年度以降検討結果に基づき、着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

この法人は、福島県における私立学校教育の振興のため必要な資金の貸し付け又は助成を行い、もって教育文化の発展に寄与することを目的とし、この目的を達するため次の事業を行う。

- 1 学校法人に対し、その設置する私立学校の施設又は設備に必要な資金を貸付又は助成金を交付すること。
- 2 学校法人に対し、その設置する私立学校の経営に必要な資金を貸付けること。
- 3 学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のために行う事業について助成金を交付すること。
- 4 教職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について助成金を交付すること。
- 5 その他目的を達成するために必要と認められる事業。

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

現在、私立学校を営む学校法人をめぐる環境は、少子化の進展による生徒の減少や、不透明感を増す厳しい経済情勢等から、一段と厳しさを増している。

このような状況を受けて、私立学校教育の振興のために、学校法人に対して必要な資金の貸し付けや助成を行うこの法人の役割は、ますます重要性を増している。

（実際に、民間でのいわゆる貸し渋りの動き等から、法人により期待するとの声がある。）

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

福島県における私立学校教育の振興のため必要な資金の貸し付け又は助成を行い、もって教育文化の発展に寄与するとした目的に、現在実施している資金の貸し付けや助成といった事業内容は適合している。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員の他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	7			県の人的関与比率 (b+c) / a = <u>86</u> %
b うち県派遣職員数		うちプロパー職員数		
c うち県職員（他団体事務従事）数	6	うち嘱託職員数	1	
うち県OB職員数		うち臨時職員数		

↓
 50%以上の場合 へ
 50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

この法人の主要な事業内容は、学校法人に対し、学校の施設又は設備に必要な資金や学校の経営に必要な資金を貸し付けることであるが、その貸付事業の一部には、用途が限定された県からの資金の転貸（災害復旧や認定こども園のための整備資金等としての貸付）事業もあるものの、多くは会員からの出資金をベースとする基金協会自体の資金（県出資比率18.6%）を、運営資金、経営安定資金、経営改善資金、施設整備資金等として、相手方の要望に応じて多種類にわたり貸し付けて、学校法人の運営等全般にわたり、活用いただいているものであり、県直営では、現在の事業規模を維持するのは困難である。

なお、他県では同種団体の事務局を県でもっている例はみられず、現在、県内の私学団体（福島県私立中学高等学校協会、福島県私学団体総連合会等）に対して、事務局の移転について、打診し調整しているところである。

結論（今後の方向性として）

どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
(平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

【目標1】 組織・法人運営のあり方の見直し

法人運営を私立学校関係者が主体となっていくことについて、私学団体と協議を進める。それに基づき、主体的な運営を行っていくための計画を策定する(18～19年度)。
・県の非常勤役員のあり方、県職員その他団体事務従事のあり方 など

取組実績

- (1)平成19年度の第1回理事会(平成19年5月30日)において、県から平成18年10月に策定された県の「第三セクター見直しに関する実行計画」について説明し、当協会がその見直し対象とされたことと、今後の見直しの方向等について理解を求め了解された。
併せて、同日開催された総会において、報告を行った。
- (2)平成20年度から、従前県の総務部長が就任していた理事長について、私学団体事務局と協議を進め、私学関係者から選任することとし、平成20年度の第1回理事会(平成20年5月23日)において、初めて、私学関係者から理事長を選出した。
- (3)県からの役員の縮減についても、私学関係者に理解を求め、関連する定款を平成20年度の総会及び理事会(平成20年5月23日)において一部改正し、県職員の役員を従前の2名から1名に縮減した。(平成20年度から、県総務部長の役員就任を取りやめた。)

	実行計画策定時(H18.10)	現在(H20.10)	増減
理事長(非常勤)	総務部長	- (私学関係者から選出)	1
常務理事(非常勤)	文書管財領域総括参事	総務部次長(文書管財担当)	-
他団体事務従事	6名	6名	-

【概ね計画どおり実施】

【目標2】 貸付・助成事業内容等の見直し

今後の社会経済情勢の変化を見極めながら、適正な収支で運営していくための事業内容の見直しや公益性の観点から必要な事業等について検討していく(18～19年度)。
・貸付、助成事業内容、広く県民を対象とした事業など。

取り組み状況

適正な収支で運営していくための現事業(貸付・助成)の見直しについては、公益認定の具体的な動きや私学団体への事務局自体の移転の動きと連動して、私学団体との協議において、更に検討が必要な状況である。

【継続検討】

団体名	(財)福島県電源地域振興財団	類型	1	担当課名	企画調整部エネルギー課
-----	----------------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】組織や財団運営のあり方の見直し

公益法人制度改革の動向、社会経済情勢の変化、財団及び(株)日本フットボールヴィレッジの運営・経営状況等を踏まえながら、平成19年度末までに組織や財団運営のあり方について検討を行う。

見直し結果を踏まえ、平成20年度以降速やかに当該見直し結果の着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 電源地域の振興に関する情報の収集、提供及び電源地域振興事業
- (2) Jヴィレッジに関する財産管理と利活用促進事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

当財団は、本県の電源地域の振興を図ることを目的に設立され、主に「電源地域振興事業」と「Jヴィレッジ施設利活用促進」の実施により、「地域経済・産業の活性化」、「交流人口の拡大」、「本県知名度の向上」等の地域振興が図られてきたところである。

地元からは、広域的・恒久的な地域振興に向けた多面的な支援を求める声が依然として強く、こうした地元の強い要望に応えていくために、電源立地地域の代表者である財団の役員等に幅広く意見を伺いながら、各種の電源地域振興事業及びJヴィレッジ施設の利活用事業を機動的かつ柔軟に実施していくことが引き続き必要である。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

当財団の設立目的は寄付行為3条によると、「県内の電源地域からの地域振興の要望に応えるため、電源地域の振興に関する情報の収集・提供、及び電源地域振興事業を実施するとともに、Jヴィレッジ施設の財

産管理及びその利活用による地域活性化を推進することにより、本県の電源地域の振興を図る」とあり、電源地域の市町村を対象にした補助事業（原子力等立地地域振興支援事業、相双地域資源活性化事業、水力発電施設等立地地域振興支援事業など）の実施により地域経済・産業の活性化、観光・交流拠点の形成を図るとともに、Jヴィレッジへの委託事業（スポーツの里づくり事業、なでしこカップの開催）によりスポーツを通じた交流人口の拡大、地元旅館の活用等を図ることで地域振興につながっており、設立趣旨に沿った事業内容となっている。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員の他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	17		
b うち県派遣職員数		うちプロパー職員数	
c うち県職員（他団体事務従事）数	17	うち嘱託職員数	
うち県OB職員数		うち臨時職員数	

県の人的関与比率

$(b+c) / a = \underline{100} \%$

↓
50%以上の場合 へ
50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

1 電源地域振興に関する視点

本県電源地域については、電源三法交付金によって生活・産業基盤の整備や生活福祉の向上等が図られてきたが、地元からは広域的・恒久的な地域振興に向けた多面的な支援を求める声が依然として強いものがある。こうした地元の強い要望に応えていくためには、市町村や関係機関との連携を図りながら、各種の地域振興事業を柔軟かつ機動的に推進できる中核的団体による継続的な取組が必要である。

そこで、財団形態をとり、役員を電源立地地域の代表者等によって構成することで、自らの地域の問題として積極的・建設的な意見の集約も可能となり、地元の意向を十分反映した事業展開が図られる。

また、複数の市町村による連携事業や一部事務組合による事業が活発に行われるなど、電源地域全体の振興を図るうえで、より効果的な支援の実現にも寄与している。

2 長期的なJヴィレッジ施設の維持・運営の視点

現在は、財団がJヴィレッジ施設を所有（県が出損）し、事業性に配慮した料金を設定し(株)日本フットボールヴィレッジに貸し付けるという運用方法を採用しており、その時々々の社会情勢や経営を巡る環境変化など、様々な事情に配慮した機動的かつ柔軟な施設運営が可能となり、安定した施設の維持・運営を行っ

ている。

もともとJヴィレッジは、相双地域の地域振興に資するスポーツ交流施設であると同時に、構想当時から(財)日本サッカー協会(JFA)の協力の下、サッカーのナショナルトレーニングセンター(NTC)として建設されたものであり、運営面においても県、県に施設を寄付した東京電力(株)、JFAの三者が(株)日本フットボールヴィレッジの経営に主体的に関わることによってはじめて、国内トップクラスのサッカートレーニング施設としてのブランド力が維持され、民間的な効率経営が達成可能となるとともに公共的な地域振興の側面も併せて確保されるものである。

よって、公益性と効率性のバランスや安定した施設の維持・運営を行うためには、現行の管理形態がふさわしいものと考えられる。

3 検討結果

電源地域の要望に応え、各種地域振興事業を実施するとともに、Jヴィレッジ施設の効率的な財産管理及びその利活用を一体的に行うためには現在の財団形態が最適であると考えられる。

結論(今後の方向性として) どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
 (平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

【検討事項】県の財政的・人的関与を含めた今後の組織や財団運営のあり方

平成19年12月の評議員会、平成20年1月の理事会において県の財政的関与、人的関与について検討した結果は以下のとおりである。

財政的関与：県補助金について

当財団は、県から電源立地地域対策交付金を原資とした補助金を受け、電源地域の市町村等に対して、各種の振興事業（電源地域振興事業）を実施している。

今後については、地元の意見等に配慮しながら事業内容を精査し、真に必要な事業について支援を継続する。

決算：675,380千円 決算：649,448千円 決算：347,417千円 当初：359,898千円

人的関与：役員、事務局について

現在、県からは理事長に企画調整部長、常務理事に企画調整部次長（地域づくり担当）の計2名が役員に就任している。平成17年度には、副知事の理事就任を見直し、県商工会連合会会長を理事に加えることにより、県出身者の割合を引き下げ、県の人的関与の度合いを縮小したところである。財団の公益性を今後とも確保していくためには、現体制を維持する必要がある。

また、事務局について、地域政策課（5名）、エネルギー課（6名）及び県原子力等立地地域振興事務所職員（6名）の計17名が、他団体事務従事の承認を受けて事業の企画、立案及び運営に当たっている。電源地域振興事業の執行に当たっては、電源立地地域の要望等に適時適確に対応しながら、県の施策・方針と一体的に推進していくことが求められることから、財団事務局員への県職員他団体事務従事は現状維持とする必要がある。

	実行計画策定時（H18.10）	現在（H20.10）	増減
理事長（非常勤）	企画調整部長	企画調整部長	-
常務理事（非常勤）	地域づくり領域総括参事	次長（地域づくり担当）	-
他団体事務従事	18名	17名	1

【計画どおり実施】

団体名	(財)福島県文化振興基金	類型	1	担当課名	企画調整部文化振興課
-----	--------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 法人の組織運営等における県関与のあり方等の抜本的な見直し

公益法人制度改革の動向や社会経済情勢の変化を踏まえて、法人のあり方の検討に対する県の支援
・助言及び財団法人の組織運営等に対する県関与のあり方について、平成19年度に抜本的な検討を行い、平成20年度以降、それらに基づき着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1)文化活動の成果発表に対する助成 (2)文化財の保護活動に対する助成
(3)民間の文化施設の整備に関する助成 (4)文化活動に関する顕彰
(5)その他目的を達成するために必要な事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

人々の生活意識において、価値観の多様化などにより、経済的な豊かさだけでなく、身近な生活環境の中に価値や生きがいを見出し、それらを通じて真の豊かさを感じられるようにすることが求められており、一層文化の重要性が高まっている。一方県民が文化イベントを開催する際には、会場費等の捻出に苦労をしている。県内での文化活動への支援先は約100団体（個人）を数える。

～ 5年間の助成実績～

- ・平成15年度 101団体 18,021千円
- ・平成16年度 110団体 19,591千円
- ・平成17年度 98団体 16,893千円
- ・平成18年度 101団体 18,258千円
- ・平成19年度 93団体 17,688千円

本基金の他、助成を行っている団体等は少なく、本法人が本県の文化振興のために果たすべき役割はこれまでどおり大きなものであることから、社会情勢に適応している。

【民間における他の制度】

(財)東邦銀行文化財団 19年度 助成件数 16件 助成額 2,100千円
芸術文化振興基金 19年度 助成件数 1件 助成額 200千円
(事務局：独立行政法人日本芸術文化振興会)

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

本基金は、文化団体等への助成、文化活動に関する顕彰を行っており、下記寄附行為のとおり設立趣旨に沿っていることから適切である。

(寄附行為 第3条)(目的)

「福島県民の文化活動が自主的に活発に推進されるよう個人又は文化団体等の活動を援助・奨励することにより、本県文化の振興に寄与すること」

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員その他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	7			
b うち県派遣職員数	0	うちプロパー職員数	0	
c うち県職員(他団体事務従事)数	6	うち嘱託職員数	0	県の人的関与比率 (b+c) / a = 86 %
うち県OB職員数	0	うち臨時職員数	1	

↓
50%以上の場合 へ
50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営(理事会等運営、予算・決算書作成等も含む)と県直営(予算調整作業等も含む)を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

1 設立の経緯

望ましい文化の在り方及びその振興方策について広く提言を頂くため、昭和52年5月に「文化を考える県民会議」が設立され、昭和53年1月に本県文化振興に関する提言が知事並びに教育長に提出された。

「文化を考える県民会議」の提言事項を行政施策に反映させるため、昭和53年7月に「福島県文化振興会議」を設置し、昭和54年2月に「県・市町村・民間の出捐により財団法人福島県文化振興基金を設立すべき」との報告が知事並びに教育長になされ、これを受け昭和54年6月に当該財団が設立された。

2 安定的な財源の確保

現在基本財産の運用は、国債その他の有価証券により運用し、以下のとおり安定的な収益を確保し、その範囲内での事業執行を行っている。

・ 17年度決算	34,733千円(運用益)	21,888千円(総支出額)
・ 18年度決算	37,386千円(運用益)	22,081千円(総支出額)
・ 19年度決算	39,192千円(運用益)	21,294千円(総支出額)

基本財産の出捐構成

県出捐金	1,150.00百万円
市町村出捐金	100.06百万円
民間出捐金	219.19百万円
収支差額の繰入金	97.5百万円
	1,566.75百万円

解散による基本財産の配分(県直営により事業実施を行う場合)

市町村出捐相当分、民間出捐相当分は寄附行為第34条により、それぞれ市町村又は公益団体に寄付することとなっており、県で新たに特定目的基金を設置する場合にも、金額の減少に伴う運用益の減少は避けられない。また、基金を設置しない場合には、最近の県の財政状況が非常に厳しいことから、現在と同規模の予算を獲得することは困難であると予想される。

3 財団法人形態で実施するメリット

県財政の影響を受けず、安定的な事業実施が可能である。

県組織と比較して、規模が小さいため、迅速な事務処理が可能である。

(例) 助成事業において、各団体が事業を終了した後の報告を受けた後、報告内容の審査処理から振込処理までを、事務局の決裁により速やかに行っている。

結論(今後の方向性として) どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
 (平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

【県関与のあり方の抜本的な見直し】

人的支援のあり方

役員10人中、理事長・副理事長・常務理事に県職員が就任している。

また、事務局員は全7人中6人が県職員であり、他団体事務従事の承認を受け、業務に従事している。

人的支援については、財団の果たしている役割が県民文化の振興にとって必要なものであることから、継続して実施するが、そのあり方について、引き続き検討を行う。

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
理事長 (非常勤)	知事	知事	-
副理事長 (非常勤)	教育長	-	1
常務理事 (非常勤)	生涯学習領域総括参事	文化スポーツ局長	-
理事 (非常勤)	-	教育長	1
他団体事務従事	7名	6名	1

【検討継続】

助成事業のあり方

文化団体のランク付けについて

平成20年5月19日開催の助成事業審査委員会にて下記の点について審査委員に対して説明を行い、了解を得た。

申請文化団体のランク付けについて、ランクアップだけでなく、ランクダウンについても審査の都度行っていく。

合併町村のランク付けの基準を見直し、団体の所在地や名称によらず活動の範囲・影響力に着目してランク付けを行う。

申請期間について

助成事業の申請期間について下記のとおり変更した。

(目的)

ア 『申請期間に受付の開始日が設定されていなかったこと』及び『申請締切日より以前に事業対

象期間が設けられていたこと」から、申請開始日を明らかにし、助成対象事業期間と助成申請締切日の設定を適切にする。』こと

イ 第1期と第2期の対象期間が不均衡であたため、対象期間の均衡を図る。

(変更内容)

区 分	助成対象となる事業 を行う期間	助成申請受付開始日	助成申請締切日
第1期	4月1日から7月 31日まで	前年度の12月1日	前年度の2月末日
第2期	8月1日から11月 30日まで	当該年度の4月1日	当該年度の7月末日
第3期	12月1日から3月 31日まで	当該年度の8月1日	当該年度の10月末日

団体名	(財)福島県体育協会	類型	1	担当課名	企画調整部スポーツ課
-----	------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

文化・スポーツ行政の総合化による新たな施策展開や公益法人制度改革の動向などを見据えながら、平成19年度において、法人のあり方、県関与のあり方について総合的な検討を行うこととし、同年度中に結論を得る。

上記の検討結果に基づき、具体の事務については平成20年度より実行する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 県民の健康増進と体力の向上に関する事。
- (2) 県スポーツ水準の向上を図るとともに、国民体育大会等への選手派遣に関する事。
- (3) スポーツ精神の高揚に関する事。
- (4) スポーツ指導者の資質向上に関する事。
- (5) 各種講習会、競技会の開催並びに援助に関する事。
- (6) 総合型地域スポーツクラブの育成・定着の支援に関する事。
- (7) スポーツについての調査研究に関する事。
- (8) 県及びその他の機関に対し、スポーツ振興に関する意見を述べ、あるいはその施策への協力に関する事。
- (9) スポーツについての宣伝、啓発、指導に関する事。
- (10) スポーツについての功労者の表彰に関する事。
- (11) その他目的を達成するために必要な事業に関する事。

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

(財)福島県体育協会は、県が推進する各種スポーツ振興施策と歩調を合わせ各種事業を展開している。また、県体協の構成員は各種競技で自主的に組織し活動している県単位の競技団体等であり、県体協はそうした団体のとりまとめ役としての役割を果たすとともに、各種団体を指導・支援することにより競技力の向上と生涯スポーツの振興に努めており、本県のスポーツ振興の中核的役割を担っている。官民一体となってスポーツ振興を図っていく上で、県体協の存在意義はますます大きくなっている。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

本県のスポーツ振興の中核的役割を担っており、現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切である。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員その他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	49			
b うち県派遣職員数	35	うちプロパー職員数		
c うち県職員（他団体事務従事）数	2	うち嘱託職員数	6	県の人的関与比率 (b+c) / a = <u>7.6%</u>
うち県OB職員数		うち臨時職員数	6	

↓
50%以上の場合 へ
50%未満の場合

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

- 1 県体協の構成員は、各種競技で自主的に組織し活動している県単位の競技団体等であり、それぞれの団体は自主的に大会開催や選手の育成・強化に取り組んでいる。県体協はそうした団体からの意見、要望を取りまとめて活動しているが、その取りまとめを県が直接行うよりも、構成団体としての意見集約を図る方が、自分たちのこととして積極的に考えていくことになり、各団体から意欲的な意見、要望が出され、効果的な取組みが可能となる。
 - 2 競技力の向上に係る支援においては、年度毎に変わる選手の力量やメンバー構成、競技成績等を踏まえ、個々の競技団体の事情に応じたきめ細かな助言と財政的支援を行う必要があるため、職員の活動や経理処理において、機動的に活動できる体制が求められることから（注）県直営よりも法人形態での活動がより効率的である。
- （注）県体協では各競技団体の競技力を向上させるために、団体ごとのヒアリングや練習時の訪問、競技大会における応援などを通して、個々の競技団体にあった強化合宿の方法や技術的な助言をするとともに、強化合宿費等の財源となる競技力強化費を配分している。こうした活動を適時に実施する体制が求められている。
- 3 企業協賛金、県民からの寄附金や他団体からの補助（県スポーツ振興基金、振興協力会、県総体等）、加盟市町村体育協会、競技団体負担金など多様な財源の受け皿となり、事業展開を図ることが可能であり、県の直接実施よりも財源確保の弾力性が高い。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
（平成18年11月～平成20年10月の取組実績）

人的支援、財政的支援のあり方検討

- ・ 役員30人中、会長に知事、専務理事にスポーツ課長が就任しており、平成19年6月の役員改選時に「公社等役員への二役就任のあり方」を踏まえ人的支援のあり方について検討したが、各種競技団体等を取りまとめる県体協の会長として知事に代わる者がなく、知事が会長に就任している。
- ・ 県体協の事務局職員は、小学校・中学校・高等学校の保健体育教員が持つ専門知識や経験を生かして活動する必要があるため、県体協が派遣教員と同等な職員をプロパーとして雇用することは困難であるため、今後とも教育委員会からの教員派遣が必要となる。
- ・ 平成18年度から始まったフリースタイルスキー世界選手権大会事務局職員への派遣を県体協からの派遣としたため、平成18年度から平成20年度にかけ全体として派遣職員が増員となっているが、今後、当該事業の終了に伴い減員となる。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援を目的に立ち上げた広域スポーツセンターについては、平成22年度までに目標（合併前の市町村ごとに1クラブ、総数90クラブの設置）を達成する予定であり、段階的にその機能を見直し派遣職員を縮小する予定である。
- ・ 財政的支援は、人的支援の縮小に併せ派遣職員の人件費補助等が縮小することから、縮小する予定である。

【人的支援】

	実行計画策定時（H18.10）	現在（H20.10）	増減
会長（非常勤）	知事	知事	-
専務理事（非常勤）	スポーツG参事	スポーツ課長	-
県派遣職員	27名	35名	8

【財政的支援】

（単位：千円）

項目	平成18年度決算	平成19年度決算	平成20年度当初
補助金	319,108	318,263	330,871
うち事業費補助	131,455	100,306	75,232
うち運営費補助	14,374	15,778	12,764
うち人件費補助	173,279	202,179	242,875
負担金	75,773	72,956	76,848
合計	394,881	391,219	407,719

【継続検討】

団体名	(財)福島県スポーツ振興基金	類型	1	担当課名	企画調整部スポーツ課
-----	----------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

文化・スポーツ行政の総合化による新たな施策展開や公益法人制度改革の動向などを見据えながら、県直営で事業を展開することの可能性も含め、法人のあり方、県関与のあり方について総合的な検討を実施し、平成19年度中に結論を得る。

上記の検討結果に基づき、具体の事務については平成20年度より実行する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保と充実に対する助成
- (2) 生涯スポーツの振興に対する助成
- (3) スポーツ施設の整備と活用に関する支援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

- ・ (財)福島県スポーツ振興基金は、県が推進するスポーツ振興施策と歩調を合わせ、生涯スポーツを推進する団体が行う各種活動・事業に対して助成を行っている。
- ・ 生涯スポーツの振興は、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々の心身の健全な発達に必要不可欠なものとの認識が深まり、当該財団が進めている助成事業への期待はますます大きなものとなっている。
さらに、生涯スポーツの活動は、総合型地域スポーツクラブやニュースポーツを含む各種競技団体、地域団体、経済団体等、様々な団体が、様々な形（大会開催や講習会、地域活動等）で取り組んでおり、今後とも、そうした団体からの意見を吸い上げて事業を展開していく必要がある。
- ・ 官民一体となって生涯スポーツを振興していく上で、関係団体からの代表者を構成員とし全額出資した県が事務・運営を担う当該財団の存在意義は、ますます大きくなっている。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

生涯スポーツの振興に取り組む各種団体を支援・助成する当該財団の現在の事業内容は、法人の設立趣旨に照らして適切である。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員その他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	7			県の人的関与比率 (b+c) / a = <u>86%</u>
b うち県派遣職員数		うちプロパー職員数		
c うち県職員（他団体事務従事）数	6	うち嘱託職員数		
うち県OB職員数		うち臨時職員数	1	

↓

50%以上の場合 へ

50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

- 1 当該財団は、「ふくしま国体」の開催を契機とした生涯スポーツの振興、さらには、国体開催を支えたスポーツ関係団体等の活動支援を目的に設立された。基本財産20億円の果実を、生涯スポーツを推進する団体が行う各種活動・事業に対して助成することとし、その果実運用を明確化するために財団法人化した。
- 2 当該財団は、国体開催に係るスポーツ関係団体からの寄附金を原資として基本財産の積み立てを行ったことから、その原資については引き続き県予算とは明確に分離して果実運用していることを対外的に示す必要があることから、財団法人として運営することが適切である。
- 3 生涯スポーツの振興には、様々な団体が様々な形で取り組んでおり、今後とも、そうした団体からの意見を吸い上げて事業を展開していく必要があり、関係団体の代表者を構成員（理事や評議員など）とする公益法人として当該財団を運営することで効率的な意見集約が可能となる。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
（平成18年11月～平成20年10月の取組実績）

1 人的支援のあり方について

- ・ 役員10人中、理事長に知事、副理事長に教育長が就任していたが、県の「公社等役員への二役就任のあり方」を踏まえ、平成20年7月に理事長を文化スポーツ局長、副理事長を理事の中から理事長の指名とした。
- ・ 事務局員は、スポーツ課職員8人中6人が他団体事務従事の承認を受け、業務に従事している。
当該財団は、基本財産の運用による利息収入により運営されているが、事務局の人件費として支出可能な金額は、臨時職員1名が限界であるため、現在と同様な人的支援が必要と考える。

	実行計画策定時（H18.10）	現在（H20.10）	増減
理事長（非常勤）	知事	文化スポーツ局長	-
副理事長（非常勤）	教育長	-	1
理事（非常勤）	-	教育次長	1
評議員（非常勤）	文化領域総括参事 生涯学習領域総括参事 保健福祉部政策監	文化スポーツ局次長 学校生活健康課長 保健福祉部政策監	- - -
他団体事務従事	4名	6名	2

【継続検討】

団体名	(財)福島県罹災救助基金協議会	類型	1	担当課名	生活環境部災害対策課
-----	-----------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

県は、公益法人制度改革の動向等を踏まえ、平成19年度中に法人のあり方検討に対する支援及び助言、並びに県の人的関与のあり方についての検討を行い結論を得る。

平成20年度以降、その検討結果に基づき、着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 罹災者に対する罹災給付金の交付
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

当法人は、自然災害による罹災者に対し援助等を行い、住民福祉の増進に寄与することを目的としており、設立当初と変わらず法人の設立趣旨・目的は社会経済情勢の変化等に適応している。

なお、当該制度は、災害により被害を受けながら法による救済の要件に合致しない罹災者の救済を対象としているものである。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

現在の事業内容は、罹災者に対する給付金の交付であり、設立趣旨に合致している。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員その他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	4		
b うち県派遣職員数		うちプロパー職員数	
c うち県職員（他団体事務従事）数	4	うち嘱託職員数	
うち県OB職員数		うち臨時職員数	

県の人的関与比率
 $(b+c) / a = 100\%$

↓
 50%以上の場合 へ
 50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

適切な事業主体の視点

【検討結果】

当該財団は、罹災者への救援を目的に県と市町村の共同出資により運営されているが、当該事業を県直営とした場合には、市町村から追加出資や負担金などの財政支出を受けられず、本来の相互扶助の精神が損なわれる。（県単独の給付事業は可能であるが、財団設立の目的からは乖離する）

また、公的資金を原資としているため、財産の管理のためには、公益法人たる財団法人の形態が最も適している。

なお、事業の性質上、災害の発生時に業務が発生するものであり年間を通じた日常的な業務はないことから、プロパー職員を雇用して運営するのは適当ではなく、他団体事務従事による運営が最も効率的であると考えられる。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
(平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

1 事業移管等の検討

平成18年度実施

市町村関係団体(市長会・町村会・市町村事務組合)に法人事業を移管することについての意向を確認。

当法人が収益事業を実施しておらず、また行政による補助金等の交付もないことから、事業運営のみを各団体が引き受けることは困難であるとの結論に達した。

財産管理の方法として、財団法人以外の方法(公益信託基金等)について検討。

公益信託等の方法をとった場合、当法人の持つ事業目的を達成することが困難であること、また、業務委託に係る手数料等を考慮すると、費用対効果という面でも適当でないとの結論を得た。

2 事務局職員の見直し

平成19年度実施

県の人的関与の縮小

他団体事務従事者の縮小(10名 4名)

県現職役員の縮小(3名 2名)

他団体事務従事職員の数を必要最少人数にするるとともに、役員の任期終了に伴う改選の際に県職員OB以外の者を積極的に役員に任命した。

	実行計画策定時(H18.10)	現在(H20.10)	増減
理事長(非常勤)	副知事	副知事	-
副理事長(非常勤)	生活環境部長	生活環境部長	-
理事(非常勤)	県民安全領域総括参事	-	1
他団体事務従事	10名	4名	6

【計画どおり実施】

今後の取組予定

公益法人制度改革に伴う新制度への移行手続き

団体名	(財)福島県原子力広報協会	類型	1	担当課名	生活環境部原子力安全対策課
-----	---------------	----	---	------	---------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標1】

県は、公益法人制度改革の動向等を踏まえ、平成19年度中に法人のあり方検討に対する支援及び助言、並びに県の関与のあり方についての検討を行い結論を得る。

平成20年度以降、その検討結果に基づき着実な実行を図る。

【目標2】

県は、国や事業者と異なる立場から、中立・公平な原子力広報を行う責務を有しており、中立・公平で、効率的かつ効果的な原子力広報のあり方等について検討を行い、地域住民を始め県民に対してきめ細やかな原子力広報を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 原子力知識の普及啓発活動
- 2 原子力広報施設の管理運営
- 3 原子力に関する研修活動と育成
- 4 原子力に関する資料の収集と公開
- 5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

原子力広報協会設立の経緯

原子力広報事業については、古くは県と関係市町村とは別々に行っていたが、原子力に関するきめ細やかな正しい知識の普及啓発の充実強化を図るためには、周辺地域が一体となって、広域的な原子力広報体制を確立することが必要であるとして、昭和56年に原子力広報協会が設立され、関係機関が一体となった原子力広報事業が展開され、現在に至っている。

平成12年（平成11年度）における原子力広報事業の見直し

原子力広報協会は、設立以来、県及び所在町等の委託を受け、原子力に関する情報提供や様々な催しなどを行い、一定の成果を上げてきた。一方で、広報理念の希薄化や委託業務のチェック機能の不備等も認められたため、広報理念の再構築と全事業の再評価を実施することにより、県民の広報のニーズに

的確に伝えていく必要があるとして、平成12年2月10日に「原子力広報事業評価検討委員会」を設置し、原子力広報事業の見直しを行った。

主な見直し内容

基本理念の再構築

「県民の安心と安全」を最優先とした、原子力発電所立地自治体としての「中立・公平な広報」を基本理念とする。

広報事業の実施・評価にあたっての5つの基本的視点の策定

- 1 原子力政策の根幹に関わる広報活動は国が一元的に所掌すべき
- 2 委託者である県と6町が連携し、受託者である広報協会の事業運営を評価指導していく仕組みの確立
- 3 原子力発電所立地自治体の責務としての広報に徹する
- 4 地方自治体としての独自性・中立性の確保
- 5 周辺地域住民をはじめ県民が真に望んでいる広報の展開

平成12年度以降の原子力広報事業の展開

県と関係市町村は、連携を図りながら、主な原子力広報事業を原子力広報協会に委託して実施するとともに、原子力広報事業評価検討委員会において、毎年評価検討を行いながら事業の充実を図っている。

また、原子力広報協会は、立地自治体としての県及び関係市町村の意向を踏まえた広報の企画、立案を行い、効果的な事業の実施に努めてきており、さらに、地域住民を始め県民のニーズを的確に把握しながら、よりきめ細やかな原子力広報を行っている。

現状と今後の対応方針

平成14年に判明した不正問題、平成18年末に判明したデータ改ざんやトラブル隠ぺい問題、平成19年に発生した新潟県中越沖地震を踏まえた原発耐震安全性の問題など、原子力発電に対する信頼を大きく損ねる事態が相次ぎ、また、福島第一原子力発電所1～3号機に続き、5号機、4号機が運転開始後30年を迎え、他のプラントも20年を超える中、高経年化対策の充実強化が重要な課題となっている。

このような状況の中、地域住民を始め県民の原子力発電に係る安全・安心の確保に対する関心がますます高まってきており、原子力の基礎的な知識やトラブルに係る情報に加え、データ改ざん等の再発防止対策や耐震安全性確保対策、さらに、高経年化対策などの取組状況等について、中立・公平な情報提供が強く求められている。これらの情報提供に当たっては、地域住民を始め県民の求める情報を適時適切に、かつ、わかりやすさに配慮して提供を行う必要性がますます高まっている。

今後とも、県と関係市町村が一層連携し、専門的知識や能力を有する原子力広報協会への委託事業を中心としながら、地域住民を始め県民が真に求める原子力広報事業を展開していく必要があり、現在も法人設立趣旨は、社会情勢の変化や県民のニーズに適應するものである。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

原子力に関するきめ細やかな正しい知識の普及啓発の充実強化を図るためには、周辺地域が一体となって、広域的な原子力広報体制を確立することが必要であるとして、昭和56年に原子力広報協会が設立され、関係機関が一体となった原子力広報事業が展開され、現在に至っている。

県と関係市町村が連携を図りながら、平成12年に見直した原子力広報事業の基本理念と広報事業の実施・評価に当たっての5つの基本的視点を基本に、原子力広報事業評価検討委員会において、毎年評価検討を行いながら事業の充実を図っており、事業内容は設立趣旨に沿っている。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員の他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	6	2名は市町村からの派遣職員等		県の人的関与比率 (b+c) / a = <u>33</u> %
b うち県派遣職員数	1	うちプロパー職員数	0	
c うち県職員（他団体事務従事）数	1	うち嘱託職員数	0	
うち県OB職員数	0	うち臨時職員数	2	

↓
50%以上の場合

50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

県から財政支援は行っていない。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
（平成18年11月～平成20年10月の取組実績）

1 法人のあり方、県の関与のあり方の検討

【検討経緯】

- 平成19年3月26日 （財）福島県原子力広報協会理事会
「第三セクター見直しに関する実行計画」について、理事に対して説明
- 平成19年7月3日 （財）福島県原子力広報協会事務局と法人のあり方及び広報のあり方について協議
～7月4日
- 平成19年10月15日 公益法人制度改革に関する説明会（文書法務グループ主催）
- 平成19年11月29日 平成19年度第1回原子力広報評価検討委員会
第三セクター見直し状況について立地町等原子力広報担当課長へ説明
- 平成19年12月～ 県の方針について検討

平成20年 1月
 平成20年 2月上旬 検討結果のとりまとめ
 平成20年 2月21日 平成19年度第2回原子力広報評価検討委員会
 県の検討結果について、立地町等原子力広報担当課長へ説明

【検討結果】

法人のあり方

前記2のとおり法人形態で存続が適当

【計画どおり実施】

県関与のあり方

- ・ 県現職の非常勤役員数についての検討
- ・ 他団体事務従事者数についての検討

新公益法人制度において、評議員・理事・監事の選任が課題となっており、新制度への移行検討の中で見直すこととしている。

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
副理事長 (非常勤)	生活環境部長	生活環境部長	-
理事 (非常勤)	県民安全領域総括参事 原子力安全G参事	生活環境部次長 (県民安全担当) 原子力安全対策課長	-
監事 (非常勤)	原子力センター所長	原子力センター所長	-
他団体事務従事	1名	1名	-

【計画に遅れ】

2 原子力広報のあり方の検討

【検討経緯】

平成19年 3月26日 (財)福島県原子力広報協会理事会
 「第三セクター見直しに関する実行計画」について理事に対して説明

平成19年11月29日 平成19年度第1回原子力広報評価検討委員会
 原子力広報のあり方について県と立地町等原子力広報担当課で協議

平成20年 2月21日 平成19年度第2回原子力広報評価検討委員会
 原子力広報のあり方について県と立地町等原子力広報担当課で協議
 検討委員会案の決定

平成20年 3月21日 (財)福島県原子力広報協会理事会
 原子力広報のあり方について検討委員会案を説明し、理事会の了解を得る

【検討結果】

原子力広報のあり方

・広報の理念

県と関係市町村は、県民のニーズ等を踏まえ、引き続き、県民の安全・安心の確保を最優先とした原子力発電所立地自治体としての「中立・公平な広報」を実施していくことが重要である。

・広報の事業展開

安全・安心の確保に対する県民の関心の高まりなどを踏まえ、原子力の基礎的な知識やトラブルに係る情報に加え、耐震安全性確保対策、高経年化対策等の取組状況などの重要課題について、これまでの広報事業実施・評価に当たった5つの基本的視点とともに、適時適切に、そして、わかりやすさに配慮した原子力広報事業を展開していくことが重要である。

・広報の実施体制

県と関係市町村が一層連携するとともに、専門的知識や能力を有する原子力広報協会への委託事業を中心としながら、地域住民を始め県民が真に求める原子力広報事業を展開していくことが重要である。

【計画どおり実施】

団体名	(財)福島県総合社会福祉基金	類型	1	担当課名	保健福祉部社会福祉課
-----	----------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

公益法人制度改革の動向や現状における法人運営のあり方を踏まえながら、当該基金の組織運営等における県関与のあり方を含め、法人のあり方について検討し、平成19年度中に方向性を決定する。

検討結果を踏まえ、平成20年度以降着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

福島県における在宅者援護の充実と地域福祉の推進を図り、かつ、社会福祉施設の整備を促進するため必要な資金の貸付又は助成を行い、もって社会福祉の向上に寄与することを目的とし、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉協議会その他の福祉団体等（以下「福祉団体等」という。）が在宅要援護者の福祉向上を目的として行う事業に要する資金の貸付及び助成
- (2) 福祉団体等がボランティア活動その他地域福祉の推進を目的として行う事業に要する資金の貸付及び助成
- (3) 社会福祉法人・公益法人その他社会福祉に関する事業を営業者（以下「社会福祉法人等」という。）がその事業に要する施設の整備に必要な資金の貸付
- (4) 社会福祉法人等がその設置する施設の運営に要する資金の貸付及び助成
- (6) 里親委託児童等への就学援助事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

少子高齢化の進行などに伴う福祉ニーズの多様化の中で、身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が求められており、地域住民、ボランティア団体、特定非営利活動法人、福祉サービス事業者等多様な主体が地域福祉活動に参画し、自助（自立）、共助（助け合い）、公助（公的支援）が相まって地域ごとに個性ある取組みが必要となってきた。

そのため、当基金の目的である「在宅要援護者の充実」、「地域福祉の推進」、「社会福祉施設の整備を促進す

るための必要な資金の貸付又は助成」という地域福祉を総合的に支援する役割は一層重要になっている。

1 貸付事業について

当基金の施設整備資金の目的は、社会福祉法人等が福祉施設整備時に、行政補助金・交付金、独立行政法人福祉医療機構借入金、自己資金で資金計画をたてた際に不足する資金について、福祉医療機構と同程度の低い貸付利率で貸付け、施設整備法人の金銭的負担を軽減することを目的としている。

また、当基金の運営資金についても、法人の健全運営に資するため1.0%の低い利率で貸付けており、当基金と同じ役割を持つ団体はない。

2 助成事業について

当基金と同じ役割を持つ助成事業については、社会福祉法人福島県共同募金会が実施している「共同募金による配分」があるが、従来より県内の地域福祉への支援は、福島県共同募金会の「共同募金による配分」と当基金の助成事業が役割を分担して行っていたものである。

しかし、近年、福島県共同募金会の「共同募金による配分」の原資となる募金額の減少により、団体への配分額が年々減少している状況である。

そのため、地域福祉の充実の重要性が増し、法人・団体の助成への要望が高まっている中では、当基金の助成事業の必要性が一層高まっている。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

現在、当基金は寄附行為に基づいた下記公益事業を実施しており、法人の設立趣旨に照らし適切である。

『当基金実施事業』

貸付事業（施設整備資金、運営資金）

助成事業（施設福祉、地域福祉）

小さな愛の会記念里親委託児童等就学援助事業

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員その他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	7		
b うち県派遣職員数	0	うちプロパー職員数	1
c うち県職員（他団体事務従事）数	6	うち嘱託職員数	0
うち県OB職員数	0	うち臨時職員数	0

県の人的関与比率
(b+c) / a = 8.6%

↓
50%以上の場合 へ

50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

1 貸付事業

当基金が実施している福祉施設整備及び法人運営に対する資金貸付については、当基金の当初予算編成時に県関係課、市町村に事前調査し計上するが、年度途中にも随時借入れの申込みがある。

その場合、申込法人においては緊急に資金交付を希望する場合も多いため、基金事務局において迅速に対応し、貸付決定はできるだけ申込法人の希望する時期まで行うようにしている。

しかし、県直営として事業実施した場合、当初予算を超えるものについては、予算計上するために関係課との調整、定例議会の議決等で時間を要するため、迅速な対応が困難であり、貸付申込み法人の希望する時期までに資金を交付することができないことも考えられる。

そのため、貸付事業については、財団での運営の方がより柔軟な対応が可能である。

2 助成事業

当基金では、地域における民間福祉活動を支援しているため、小規模で法人格を持たないボランティア団体、福祉団体の地域に根ざした活動に助成することも多い。

しかし、県直営で事業実施した場合、それらの団体については、補助団体の適格性の審査において体制が十分整備されていないこと等から、補助対象外とされることも考えられる。

そのため、助成事業については、財団での運営の方がより地域におけるきめ細かいニーズに対応した事業展開が可能である。

3 検討結果

法人運営と県直営を比較した場合、法人運営の方が、県の予算状況による関係課との調整等の影響を受けずに迅速に事業実施できるので、団体の要望等を事業に反映しやすいメリットがある。

特に貸付事業を県直営で実施する場合、年度途中の新規申込みには迅速な対応が困難であるため、当基金は法人形態で事業実施した方が効率的である。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
(平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

1 他都道府県の基金運営状況調査の実施
全国調査結果

運営主体	道府県数	事業内容
府県直営	18	・貸付事業 1県 ・補助事業 15府県 ・県事業財源 2県
道県社協	9	・貸付事業 1県 ・助成事業 9道県
財団法人 (本県含む)	4	・貸付事業 1県 ・助成事業 4県

その他16都府県については、基金運営実績なし。

【計画どおり実施】

2 当基金のあり方検討

当基金が実施している貸付・助成事業について

現在、当基金が実施している貸付・助成事業は、本県の地域福祉推進、福祉施設整備に多大な貢献をしており、今後もその役割は大きくなると考えられるため、事業の継続実施は必要である。

『理由』

貸付事業について

- a 施設整備に関する貸付について、毎年度一定の実績がある。
- b 平成元年に策定された高齢者保健福祉10カ年戦略(ゴールドプラン)により整備された施設の老朽化による施設改修など、社会福祉施設等の施設整備が今後増えてくことと見込まれる。
- c 毎年定期的に収入が見込まれる貸付金の利息を原資にすることで、助成事業は計画的に行われてきた。

助成事業について

- d 助成事業の申込み件数が増加していることから、地域福祉に関する各種団体の活動が拡大していると考えられ、基金の助成事業が果たす役割も大きくなっている。
- e 助成対象となっている団体は、財政基盤が弱いボランティア団体、NPO法人が多く、当該団体の事業実施に当たり基金の助成事業の果たす役割は大きい。

当基金の運営主体について(県直営、団体実施)

現在、当基金が行っている貸付・助成事業を計画的に継続実施していくためには、団体実施として引き続き行っていくことが適当である。

『理由』

- a 財団として行う場合、県の財政状況に影響されずに事業を継続実施することができる。
- b 事業を実施するまでの手続きについて、県が行う場合より当基金で行う方が、迅速な対応ができる。

基金の事務局体制について（県職員他団体事務従事、他団体への移管）

現在、基金が行っている貸付・助成事業を効果的に実施するため、事業移管に当たっての受入側の体制が十分整備されれば、県の関与が少なくなることを優先し、事務局を他団体に移管することが望ましい。

	実行計画策定時（H18.10）	現在（H20.10）	増減
常務理事（非常勤）	保健福祉部長	保健福祉部長	-
他団体事務従事	6名	6名	-

【検討継続】

3 貸付・助成事業の見直し

当基金の貸付・助成事業は、今後一層地域福祉に果たす役割が大きくなると考えられるため、法人等が利用しやすいよう諸規程を改正（平成20年4月1日付け）した。

貸付事業

- ・ 介護保険に関する事業を行う法人についても、高齢者等の社会福祉の増進に大きな役割を果たしているため、新たに貸付対象団体とした。
- ・ 今後施設改修を行う法人が多くなることが予想されるため、施設改修を行う場合、行政の補助金がなくても資金貸付できるようにした。

助成事業

- ・ 助成対象を施設福祉・地域福祉・ボランティアの3事業で実施していたが、地域福祉とボランティアへの助成申込み団体の活動内容に差異が少ないため、実態にあわせ施設福祉・地域福祉の2事業に整理した。

また、審査については、施設福祉・地域福祉は当基金、ボランティアは福島県社協に委託実施していたが、助成事業を効果的に実施するため、審査を当基金に一本化した。

- ・ 助成決定団体が助成事業を効果的に実施できるよう、平成21年度事業分より、助成募集・決定時期を当該年度（募集5月、決定8月）から前年度実施（募集12月、決定3月）とした。
- ・ 里親委託児童への就学援助事業については、年度当初の資金需要に対応するため、年度末支給から年度初めの交付とし、精算行為をなくした。

4 公益財団法人への移行

平成20年12月1日から、公益財団法人への移行認可申請ができるようになるため、公益財団法人へ早期に移行できるよう、組織形態の見直し、寄附行為の変更等の検討を行った。

団体名	(財)福島県障がい者スポーツ協会	類型	1	担当課名	保健福祉部障がい福祉課
-----	------------------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】県関与のあり方を含めた法人のあり方の見直し

公益法人制度改革の動向等を踏まえ、財団法人福島県障がい者スポーツ協会のより主体的な運営を促進するため、平成19年度末までに組織等における県関与のあり方を含め、法人のあり方を検討し、平成20年度以降着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 障がい者の各種スポーツ団体、地域組織等の育成、指導事業
- 2 障がい者スポーツに関する調査研究及び広報活動事業
- 3 障がい者スポーツ指導者の養成事業
- 4 障がい者スポーツに関する各種事業の受託
- 5 障がい者スポーツ教室、大会等の開催事業
- 6 その他目的を達成するために必要な事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

本協会は、平成7年に福島県で開催された第31回全国身体障害者スポーツ大会「うつくしまふくしま大会」参加選手の育成・強化及び同指導者の養成を図るため、平成3年8月に福島県身体障害者スポーツ協会として発足、平成8年10月に知的障がい者も対象に含めた障がい者スポーツの振興を総合的に推進する中核的組織として、県の出捐により財団法人化され今日に至る。

障がい者スポーツは、一般スポーツと比べて歴史も浅く、支援基盤の地域格差の解消や障がい種別を超えて楽しめる多様な種目の普及など多くの課題が残っていることから、今後もその解決に向けて当協会の果たす役割は重要である。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

本協会は、設立以来一貫して、各種スポーツ教室の開催、競技大会への派遣助成、指導者の育成などに取り組んでおり、この結果、県障がい者総合体育大会を始め参加者数は増加傾向にあり、全国レベルや国際大会で活躍する選手も育ってきていることから、現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切である。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員その他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	6			
b うち県派遣職員数	0	うちプロパー職員数	1	
c うち県職員（他団体事務従事）数	4	うち嘱託職員数	1	県の人的関与比率 (b+c) / a = <u>66.7%</u>
うち県OB職員数	0	うち臨時職員数	0	

↓
 50%以上の場合 へ
 50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

- 障がい者スポーツの振興には、中央を含む各種スポーツ競技団体の全面的な理解・協力による連携が不可欠であること、また、多様な障がい者スポーツのニーズを満たす必要からきめ細やかな情報の収集・発信や、ボランティアを含めた指導者・サポーター等の身近な協力窓口としての役割が求められることから、県が直接推進するよりも地域の障がい者支援団体やスポーツ団体等を支援母体とする本協会が専門的に行う方が、合理的かつ有効である。
- 賛助会費や寄附等の民間資金の活用も可能であり、県が直営で行う場合よりも財源措置の選択肢が広がり、柔軟・機動的に障がい者スポーツ振興事業を運営できるというメリットがある。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について (平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

1 他県の障がい者スポーツ振興団体運営状況の調査

平成19年9月、各都道府県障がい者スポーツ振興団体に対し、県の人的・財政的関与、自主財源の確保に向けた取組み、組織の見直しの状況等について、調査を実施した。

(主な調査結果：各項目の内訳は重複あり)

(1) 県からの人的関与(23団体)

ア 知事の関与(理事長、会長、又は名誉会長)がある団体	6団体
イ 県職員の関与がある団体(23団体)	
(ア) 現職が役員として団体運営に参画	10団体
(イ) 現職が事務局員として団体運営に参画	11団体
(ウ) OB職員が事務局員として団体運営に参画	8団体

(2) 県からの財政的関与(39団体)

ア 人件費等運営費補助	29団体
イ 指定管理委託費	2団体
ウ 事業委託費(イを除く)	36団体

(3) 自主財源の確保に向けた取組み(11団体)

ア 各種障がい者スポーツ大会・教室などの参加費徴収	8団体
イ 企業会員の開拓(会員企業名を広報誌や大会等で掲載)	4団体
ウ 会員確保のため会報の発行回数増(年8回)	1団体
エ 飲料自販機設置による収益を団体自主事業の財源に充当	1団体

(4) 組織の見直しの状況(14団体)

ア 役員又は職員の減員	2団体
イ 運営費補助金の廃止又は減額	6団体
ウ 委託事業費の減額	6団体
エ 社会福祉法人県社会福祉協議会へ業務を移管	1団体

【計画どおり実施】

2 県関与のあり方の検討

財団法人福島県障がい者スポーツ協会(以下「協会」という。)理事、福島県障がい者スポーツ指導者協議会役員及び協会事務局で、今後の協会のあり方について上記1の調査結果も踏まえて意見交換を行い、方向性を検討した。

本協会は、障がい者スポーツに関するノウハウを活かし県行政の補完的役割を果たしているが、全県の認知度は未だ必ずしも高くなく経営基盤も脆弱であることから、当面は県の人的・財政的関与を継続し、引き続き障がい者スポーツの振興に向けた県の姿勢をアピールしながら広く県民の協力を呼びかけていくこととする。

本協会の自主財源は、収入予算全体の1/2以下(38%)であり、県の財政支援の継続が必要である。
〔当協会収支の概要(平成19年度決算ベース:収入総額=14,290千円)〕

	33%	23%	18%	20%	6%
収入	県委託金	県補助金	会費収入	基本財産運用収入	その他
支出	県の受託事業	協会自主事業	管理費		繰越
	33%	16%	49%		2%

県補助金の推移 決算:3,215千円 決算:3,239千円 決算:3,256千円 当初:3,256千円

	実行計画策定時(H18.10)	現在(H20.10)	増減
理事長(非常勤)	知事	知事	-
常務理事(非常勤)	保健福祉部長	保健福祉部長	-
他団体事務従事	4名	4名	-

【検討継続】

3 経営基盤強化策の検討

協会の経営基盤が脆弱であるため、他県の例を参考に自主財源の確保策を検討するとともに、福島県障害者スポーツ指導者協議会等関係団体と連携し収入の増加に努めている。

平成20年8月8日 本庁部主幹会議において賛助会員募集の協力依頼

〃 8月12日 本庁各課を巡回し会員募集活動(パンフ等配布し加入呼び掛け)

〃 11月21日 保健福祉事務所長等会議において所属職員への加入協力依頼

マスコミを通じた協賛増強の広報(取材対応)

・平成20年10月13日 福島民報新聞 ・同10月17日 朝日新聞

寄附の受納

・年度 2件(計300千円)

・年度 4件(計180千円) 年度内に更に2件(計100千円)予定

今後も、随時企業等を訪問し協力依頼をする予定

【賛助会費の推移】

(単位:千円)

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
金額	1,689	3,798	3,813	3,980	4,235	3,805	3,196	3,817	3,507	3,434	2,435	2,666	2,757

(注1)協会設立は平成8年10月1日であるため、平成8年度は半年間の実績。

(注2)平成20年度は、10月末現在の実績。

(注3)賛助会費収入の減少は、主に企業等の会費収入の減少による。

【計画どおり実施】

団体名	(財)郡山地域テクノポリス推進機構	類型	1	担当課名	商工労働部産業創出課
-----	-------------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標1】 県計画終了後の財団のあり方の見直し(20~21年度)

現在当財団が推進母体となっている県計画の終期到来にあたり、社会経済情勢等を踏まえて実施事業の総括を行い、郡山地域における産業振興施策の推進について新たな視点で検討を行う。

検討結果を踏まえて、着実な実行を図る。

【目標2】 財団の運営に対する県の財政的・人的関与の見直し(18~19年度)

現在行っている補助金及び負担金について検討を行う。

現在行っている非常勤役員の就任、職員の派遣、他団体事務従事について検討を行う。

検討結果を踏まえて、着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 企業が研究開発を行うための資金の借入れに対する債務保証に関する事業
- (2) 新事業創出の促進を図る施設の設置及び管理運営に関する事業
- (3) 研究開発活動の取り組みを促進する人材の育成のために行う研修・指導に関する事業
- (4) 研究開発に対する助成等研究開発活動の支援に関する事業
- (5) 企業の立地条件の整備に係る調査研究に関する事業
- (6) テクノポリス推進のための普及・啓蒙に関する事業
- (7) 地域技術の起業化の推進に関する事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等(他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等)に対し、適応しているか。(法人の役割が終了していないかの視点)

当該財団は昭和61年3月に設立されてから20年以上経過し、テクノポリス法に基づいた郡山地域テクノポリス形成等の事業については、一定の成果が得られていることから、当初の目的はある程度達成したものと考えられる。

しかし、平成12年3月に策定された「ふくしま新事業創出促進基本構想」に基づき「郡山テクノポリス

開発計画」及び「郡山地域集積促進計画」の後継計画として「活性化計画」が策定され、この計画の円滑な推進を図るため、当財団を推進母体として位置付けるとともに、郡山地域高度技術産業集積活性化計画推進協議会（内堀副知事会長）（以下「協議会」という。）を設置した。

さらに、本県は平成17年度に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく事業環境整備構想を策定して、当該圏域を新たに高度技術産学連携地域として設定し、当該財団を推進母体として位置付けたことから、現在まで人的及び財政的に支援を行ってきた。

以上のことから、事業環境整備構想を実現していくためには、全県的な取組みが必要なことと県の財政状況が厳しいことを踏まえ、県の人的関与及びこれに伴う財政的関与については段階的に縮小し、終期以降の財団の自主的運営への円滑な移行を図る必要がある。

財団運営の方向性は、事業環境整備構想（22年度終了予定）の見直し状況によるが、構想終了後も郡山地域における新事業創出関連施策の推進母体として位置付けられるとともに製造業等を中心としたものづくりインキュベーションセンターは県内唯一の施設であり、全県的な産業の発展に寄与しているため、23年度以降も引き続き公益財団法人としての活動が期待されたことから、法人の設立趣旨・目的は社会経済情勢の変化等に対し、十分に適応している。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

当該財団は昭和61年3月に設立されてから20年以上経過しているため、テクノポリス法に基づいた郡山地域テクノポリス形成等の事業については、一定の成果が得られており、当初の目的はある程度達成したものと考えられる。

その後、平成12年3月に策定された「ふくしま新事業創出促進基本構想」に基づき「郡山テクノポリス開発計画」及び「郡山地域集積促進計画」の後継計画として「活性化計画」が策定され、平成17年度に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく事業環境整備構想を策定して、当該圏域を新たに高度技術産学連携地域として位置付けている。

以上のように当該財団は、本県の新事業創出施策の先進的な取り組みを行っており、構想終了後も郡山地域における新事業創出関連施策の推進母体として位置付けられるとともに製造業等を中心としたものづくりインキュベーションセンターは県内唯一の施設であり、全県的な産業の発展に寄与していることから、現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切である。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員の他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	9	3名は市町村派遣職員	
b うち県派遣職員数	1	うちプロパー職員数	0
c うち県職員（他団体事務従事）数	0	うち嘱託職員数	3
うち県OB職員数	0	うち臨時職員数	2

県の人的関与比率

$(b+c) / a = 11\%$

▼

50%以上の場合 へ

50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

本県は中小企業新事業活動促進法に基づき、事業環境整備構想を策定して、郡山地域テクノポリス圏域を新たに高度技術産学連携地域として位置付けたことから、県の施策として推進していくべき事業については、財団に対して補助及び委託を行ってきており、県職員も派遣してきた。

なお、県の人的関与に伴う人件費補助は、派遣の状況に応じて減額することになる。

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

当該財団は、財団主催の事業としてものづくりインキュベーションセンター運営事業、研究会研修会開催事業、各種助成支援制度等（決算額49,048千円）を独自に実施しており、県直営で実施することは予算的に不可能である。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
(平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

県計画終了後の財団のあり方の見直し

現在当財団が推進母体となっている県計画の終期到来にあたり、社会経済情勢等を踏まえて実施事業の総括を行い、郡山地域における産業振興施策の推進について新たな視点で検討を行う。(20～21年度)

【現在までの計画進捗状況】

当該財団は昭和61年3月に設立されてから20年以上経過し、テクノポリス法に基づいた郡山地域テクノポリス形成等の事業については、一定の成果が得られているが、平成12年以降の「郡山地域集積促進計画」、「事業環境整備構想」の推進母体として各種事業を実施し、実績を上げてきた。

主な成果は、以下のとおりである。

1 第 期～第 期開発構想 (S61～H11) (高度技術工業集積地域開発促進法)

主な企業立地状況

- ・郡山西部第二工業団地):(株)日本デジタル研究所、福島アビオニクス(株)、曾田香料(株)、ノボルディスクファーマ(株)
- ・田村西部工業団地):(株)湘南ユニテック

2 郡山地域高度技術産業集積活性化計画 (H12～H16 (H22まで)) (新事業創出促進法)

ふくしま産業創出基本構想 (事業環境整備構想) (H17～H22)

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)

・集積地における工業指標等の状況

工業出荷額 11,806億円(平成10年度)13,997億円(平成18年度)18.6%増
 工業付加価値額 4,254億円(平成10年度)6,257億円(平成18年度)47.1%増
 開業率 4.03%(平成11年度)6.40%(平成18年度)2.37%増

財団の運営に対する県の財政的・人的関与の見直し

現在行っている補助金及び負担金等について、下記のとおり見直しを行った。

当初予算ベース(単位:千円)

区分	事業名	内 容	18年度	19年度	20年度	-
補助金	郡山地域高度技術産業集積活性化推進事業	研究会・交流会開催経費	1,880	1,043	500	1,380
		ユニバーサルデザインフェスティバル開催経費	1,100	1,100	1,100	0
		県派遣職員人件費	10,013	9,695	10,692	679
		小計	12,993	11,838	12,292	701
	製造業向け技術支援ネットワーク形成事業	技術者データベース構築	1,000	0	0	1,000
負担金	郡山地域テクノポリス推進機構管理費負担金	企業間の事業連携によるプロジェクトを創出するためのプロデューサー設置	6,000	4,500	3,500	2,500
		補助金計	19,993	16,338	15,792	4,201
		光熱水費(県1/2、圏域市町村1/2)	242	255	241	1

区分	事業名	内 容	18年度	19年度	20年度	-
県委託	ニーズプル型UD製品開発事業	UDを取り入れた製品開発に対する支援	5,001	3,791	0	5,001
	産学官連携高度製造技術人材育成事業	製造業を対象とした技術の高度化を図る研修	8,707	0	0	8,707
総 合 計			33,943	20,384	16,033	17,910

【計画どおり実施】

県職員の財団事務局職員としての他団体事務従事については、平成19年度で終了した。
 なお、非常勤役員及び職員の派遣については、縮減する方向で検討中である。

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
副理事長 (非常勤)	副知事	副知事	-
理事 (非常勤)	商工労働部長 ハイテクプラザ所長	商工労働部長 ハイテクプラザ所長	-
県派遣職員	1名	1名	-
他団体事務従事	1名	0名	1

【計画に遅れ】

団体名	(財)福島県学術教育振興財団	類型	1	担当課名	教育庁教育総務課
-----	----------------	----	---	------	----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】法人のあり方、県関与のあり方の抜本的な見直し

公益法人制度改革の動向等を踏まえ、将来的には財団による主体的な運営をしていくことを目標に、県の人的関与を含めた県の関与のあり方について検討を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

【目的】寄附行為第3条

福島県内の各教育機関における教員や研究者及び団体等（以下「教員等」という。）が行う調査・研究活動や研修活動及び県民の学習機会の拡充等に関する自主的な取組みを助成し、社会の変化や地域社会の要請等に柔軟に対応できる学術研究や、教育及び生涯学習の振興を図り、もって、地域社会の発展に寄与すること。

【事業内容】寄附行為第4条

- (1) 教員等が行う生涯学習の振興に関する取組みへの助成
- (2) 県内の初等中等教育機関における教員等が行う研究及び研修活動等に関する助成
- (3) 県内の高等教育機関における教員等が行う先導的な調査・研究活動等に関する助成
- (4) その他目的を達成するための事業として理事会が認める事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

本財団は、県内の教員等の研究に対する支援が乏しい状況の下、自主的研究活動を支援することで、教員等の研究指導力向上や先導的・独創的な学習方法の確立等に寄与してきた。

また、本財団への助成申請件数は毎年増加傾向にあり、申請を行う教員等が所属する教育機関も多様化しており、本財団の助成の趣旨が県内の多くの教育機関に広がっている。

これらのことから、本財団の助成事業が本県の学術教育の振興にとっては大きな役割を果たしており、今後も事業を継続する必要性が高い。

目的適合性の視点

現在の事業内容は法人の設立趣旨に照らして適切か。

【検討結果】

本財団の助成事業は、募集要項の配布や、ホームページへの掲載を通じて県内の各教育機関へ幅広く周知・募集を行い、学術教育の振興等に寄与する様々な取組みを対象としており、法人の設立目的に合致したものである。

法人の主体的・自立的な運営の視点

県職員その他団体事務従事又は派遣によって事務局が運営されているのではないか。

【事務局体制の状況】 H20.10.1 現在

a 総職員数	5			県の人的関与比率 (b+c) / a = <u>80%</u>
b うち県派遣職員数		うちプロパー職員数		
c うち県職員（他団体事務従事）数	4	うち嘱託職員数		
うち県OB職員数		うち臨時職員数	1	

↓
 50%以上の場合 へ
 50%未満の場合

【県の財政的支援に関する検討結果】

効率性・特殊性の視点

事業実施にあたり、法人運営（理事会等運営、予算・決算書作成等も含む）と県直営（予算調整作業等も含む）を総合的に比較してどちらが効率的か。または、法人形態で運営する特別な理由があるか。

【検討結果】

県直営が効率的

法人形態が効率的

どちらかに を付ける。

【その理由】

現在の厳しい財政状況を踏まえると、県としての新たな基金事業の創設は困難であり、また、県事業化した場合であっても、今後必要な助成金額を確保し続けることは困難であると考えられる。

また、本財団の助成は、県内の教育機関における教員や研究者及び団体等が行う、生涯学習の振興に関する取組みや調査研究活動等を対象としており、その実施主体は教育庁が所管する教育機関のみならず、知事部局が所管する私立の教育機関や、福島大学、会津大学、医科大学等を含む幅広いものとなっていることから、本財団の目的を達成するためには、現行の財団により助成を行うことが最も効果的である。

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

3 法人の在り方検討以外の実行計画上の実施項目について
 (平成18年11月～平成20年10月の取組実績)

『実施項目1』 人的支援のあり方

県の関与を最小限とし、法人として主体性を持った運営を行うために、平成20年度から助成審査の方法の見直しを行い、他団体事務従事の人数を6名から4名へと削減した。

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
理事長 (非常勤)	副知事	副知事	-
副理事長 (非常勤)	教育長	教育長	-
理事 (非常勤)	総務部長 企画調整部長	総務部長 企画調整部長	-
他団体事務従事	6名	4名	2

【計画に遅れ】

団体名	財団法人福島県学生寮	類型	1	担当課名	教育庁学習指導課
-----	------------	----	---	------	----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

公益法人制度改革の動向を見据え、県の人的及び財政的支援を含めた県学生寮の運営状況を再点検し、財団のあり方、県関与のあり方について総合的に検討する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 学生寮の建設及び維持運営
- 2 入寮学生の指導
- 3 その他目的を達成するために必要な事業

2 「法人の在り方の見直し」検討結果

法人の存在意義の視点

法人の設立趣旨・目的が社会経済情勢の変化等（他の民間団体の成長、他制度の活用等の選択肢が増えた等）に対し、適応しているか。（法人の役割が終了していないかの視点）

【検討結果】

1 施設の老朽化

男子寮については昭和44年の建築で39年、女子寮においては昭和31年の建築で52年を経過し、施設の老朽化が著しく小修繕による維持補修も限界に達している。

また、寮の建替は、建築基準法上、現地建替は不可能であるとともに、新築するに当たっては、多額の費用を要する。

2 学生寮を取り巻く環境の変化等

進学先が多様化し本県出身の大学生が全国に散らばる中で、本学生寮は、東京方面の進学者のみの便宜供与であり、かつ、男子寮においては東京東部・千葉方面の大学の進学者に限られる傾向がみられる。

3 その他

学生寮の運営に当たっては県補助金の支出を行っているが、財団を取り巻く状況の変化により自立的運営が求められている。

また、移転新築を実施した場合、財団の運営にかかる収入確保の観点から、民間の学生寮等と同様の高額な寮費になることは避けられないものとなる。

以上の状況を勘案し、平成19年6月理事会において、平成23年3月31日で学生寮の廃止をする決議を行うとともに、財団の解散、残余財産の処分を行う方針を決定した。

『これまでの経緯』

- 平成18年10月 財団のあり方について総合的な検討を行うとした実行計画の策定
- 平成19年 2月 教育庁内に「福島県学生寮ワーキンググループ」の設置
- 3月 ワーキンググループでの検証において学生寮廃止の方向性を決定
- 6月 理事会で、平成23年3月31日での学生寮廃止の決議、財団の解散及び残余財産の処分を行う方針の決定

区分	所在地	建築年度（築年数）	定員	年間平均入寮者数				
男子寮	千葉県松戸市	昭和44年(39年)	84名	83	84	77	77	68
女子寮	東京都渋谷区	昭和31年(52年)	48名	50	47	43	42	40

女子寮の定員（～18年度 50人、平成19年度～ 48人）

結論（今後の方向性として） どちらかに を付ける。

解 散

法人での事業継続

類型 2

団体名	(財)福島県私立学校教職員退職金財団	類型	2	担当課名	総務部私学法人課
-----	--------------------	----	---	------	----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 県の非常勤役員の縮小

法人として、より主体性を持った運営を行うため、平成 20 年度以降、県からの非常勤役員の就任を縮小していく。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

財団は、学校法人等の共助の精神に基づき、福島県内における私立学校及び私学振興団体に勤務する教職員の退職手当給付に必要な資金を当該学校法人等又は団体に給付し、私立学校の振興を図る。

2 平成 18 年 1 1 月～平成 20 年 1 0 月の取組実績について

【目標】 県の非常勤役員の縮小

現在、県職員が非常勤役員として就任している（理事 3 名、監事 1 名）法人運営体制について、県関与の縮小に向けた協議を行う（18～19 年度）。

協議の結果に基づいて、非常勤役員の就任を縮小していく。（20 年度～）

『取組状況』

(1) 平成 18 年度の第 2 回運営委員会及び第 4 回理事会（平成 19 年 3 月 22 日）において、県から平成 18 年 10 月に策定された県の「第三セクター見直しに関する実行計画」について説明し、当財団がその見直し対象とされたこと、見直しの内容（下記案）及び今後のスケジュールについて説明した。

その後、寄附行為の変更を伴う部分があるため、財団事務局と協議を進め、平成 19 年度第 1 回運営委員会（平成 19 年 9 月 9 日）において、県の見直し案に沿った形の寄附行為変更案について検討され了承された。

(2) 平成 20 年 3 月 25 日の理事会において、正式に県からの役員縮小が承認され、寄附行為を変更し、平成 20 年度の役員改選時（平成 20 年 6 月）から、県からの役員派遣見直しを実施した。

実施内容

理事 3 名の内、1 名は教育庁政策監が学識経験者として就任しているため、それ以外の 2 名を 1 名とした。（総務部長は就任しない。私学法人課長のみ就任）

また、県からの監事（1 名）の就任を取りやめた。

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
理事 (非常勤)	総務部長	-	1
	教育庁政策監	教育庁政策監	-
	私立学校グループ参事	私学法人課長	-
監事	私立学校グループ主任主査	-	1

【計画どおり実施】

団体名	㈱日本フットボールヴィレッジ	類型	2	担当課名	企画調整部エネルギー課
-----	----------------	----	---	------	-------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】県の人的関与のあり方の見直し

㈱日本フットボールヴィレッジが主体性を持った運営を行うため、設立の経緯を踏まえ、以下の方法により検討を進めていく。

平成19年度中に、(財)福島県電源地域振興財団の見直しの状況を踏まえながら、県の人的関与のあり方について検討を行う。

見直し結果を踏まえ、平成20年度以降速やかに当該見直し結果の着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) スポーツトレーニング施設の運営
- (2) 宿泊施設の運営
- (3) 会議室、研修室の運営
- (4) 各種イベントの企画、誘致及び開催
- (5) スポーツクラブ、スポーツ教室の企画、運営
- (6) 飲食店業 ほか

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標】県の人的関与のあり方の見直し

検討事項1（県の人的関与のあり方）

非常勤役員の就任（代表取締役社長：知事、取締役：企画調整部長）について、検討を行った結果、次の結論を得た。

1 検討内容

(1) 出資割合に応じた権利行使・責任負担

県は、東京電力と同じく筆頭株主として当法人の経営に主体的に参画し、出資割合に応じた権利の行使及び責任の負担を行う必要がある。

(2) 会社設立時以降県関与度合いの変化

会社設立当初は、県から常勤の取締役を派遣していたが、平成13年度をもって派遣を取り止めたところである。

また、県：東京電力：サッカー関係団体の役員就任比率は、2：4：4であり、出資比率を考慮すれば、適切な割合であると考えられる。

なお、常勤役員は、日本サッカー協会及び東京電力から派遣されており、法人の主体性を持った運営

がなされている。

(3) 他出資団体との関係

出資割合は、県、東京電力及びサッカー関係団体が各10%ずつとなっており、当該三団体が主要株主として当法人の経営の中核となって参画している。

東京電力及び日本サッカー協会・日本プロサッカーリーグからは代表者が株式会社の取締役就任に就任しており、県としては他出資団体と緊密な連携のうえ、引き続き大規模な大会やイベント、サッカー日本代表の合宿等を誘致し、全国的な知名度向上と利用促進を図り、ひいては株式会社の安定経営に資するためにも、その協力体制を維持・発展させていく必要があることから、現在の知事及び企画調整部長の役員就任は妥当な関与であると考えられる。

2 検討結果

知事及び企画調整部長の役員就任については、現状維持が適当であるとの結論を得た。

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
代表取締役社長 (非常勤)	知事	知事	-
取締役 (非常勤)	企画調整部長	企画調整部長	-

【計画どおり実施】

検討事項2 (現在の株式会社の状況)

年々経常収支が悪化し、19年度は赤字となっている。

現在、株式会社として、収支悪化原因の詳細分析を行っており、今後、主要株主(県、東京電力、日本サッカー協会、日本プロサッカーリーグ)を交えた検討を行い、収支改善に向けた取り組みを行うこととしている。

県としても、早期の収支改善策の実施を求めるとともに、(財)福島県電源地域振興財団と連携しながら、施設の活用方法の中通りや会津方部への浸透を図るなど、助言・支援を行っていく考えである。

(単位：千円)

項 目	平成 17 年度決算	平成 18 年度決算	平成 19 年度決算
総収入	1,028,542	1,089,487	1,031,508
うち県の補助金等	0	0	0
総支出	1,023,103	1,089,083	1,048,002
うち管理運営費	542,615	620,061	636,677
経常損益	5,438	403	16,494

団体名	(財)福島県保健衛生協会	類型	2	担当課名	保健福祉部健康増進課
-----	--------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

財団法人福島県保健衛生協会が経営基盤確立など自主的な運営促進を図るため、平成20年度以降、県の非常勤役員の就任を縮小する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 公衆衛生に関する知識の普及及び啓発
- 2 公衆衛生に関する相談、調査及び研究
- 3 公衆衛生活動への協力
- 4 結核、がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病、その他の疾患に関する予防検診(健診)及び診療
- 5 食品衛生に関する試験検査及び研究
- 6 水質の試験検査及び簡易専用水道に関する検査
- 7 生活環境の保全に必要な試験、検査
- 8 第2条の2に掲げる法人の支部としての事業
- 9 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標】 県の非常勤役員の縮小

1 取組実績

県の人的関与を必要最小限なものにするため、県の非常勤役員の就任を縮小した。

(平成19年3月22日 財団法人福島県保健衛生協会理事会、評議員会 決定)

県役員数については、下記のとおりである。

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
副会長 (非常勤)	保健福祉部長	保健福祉部長	-
監事 (非常勤)	総務企画G 参事 食品安全G 参事	食品生活衛生課長	1
評議員	9名	4名	5

2 検討経過

(1) 監事（県役員数 2名から1名に縮小）

財産状況の監査などにおける県関与の必要性や役員の代替性等を検討した。

(2) 評議員（県役員数 9名から4名に縮小）

当協会の業務（予防検診、公衆衛生知識の普及等）における県関与の必要性や役員の代替性等を検討した。

3 参考

(1) 監事1名については、民間企業から1名選任された。

(2) 評議員4名については、福島市、会津若松市、南相馬市、須賀川市からそれぞれ1名選任された。

（評議員については、全体で1名減）

【計画どおり実施】

団体名	(財)福島県腎臓協会	類型	2	担当課名	保健福祉部医療看護課
-----	------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

財団法人福島県腎臓協会の主体的運営に向け、平成19年度末までに、移植医療における行政の役割を踏まえた当該法人に対する県の財政的、人的関与のあり方について検討する。

平成20年度以降、検討結果を踏まえ着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 腎臓提供者の登録に関する事業
- 2 腎臓移植の医療に関する援助事業
- 3 人工透析及び腎移植に関する知識の啓蒙、普及に関する事業
- 4 組織適合性検査の助成に関する事業
- 5 その他目的を達成するために必要な事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

平成20年度までは県立医科大学が事務局となっているが、関与の度合いを低くしたいという同大学の意向により、21年度から事務局を移転することとなっている。

当初は不安定な運営となることが予想されるため、新体制での主体的運営に向け、移植医療における行政の役割を踏まえて必要に応じて当該法人に対する助言、指導等の支援を行う。

【目標】県の財政的、人的関与のあり方の検討

1 法人への県補助金の見直し

平成20年度から腎臓移植普及啓発等事業への補助額を見直し、必要最小限とした。

(500千円 500千円 500千円 300千円)

平成20年度から臓器移植市民公開講座事業(委託事業)を取りやめた。(19年度 484千円)

【計画どおり実施】

2 県の非常勤役員の見直し

検討結果

非常勤役員は1名のみであり、関与は必要最小限であると判断した。

移植医療推進のためにも、今後も同程度の関与を続ける必要がある。

臓器の移植に関する法律

第三条 国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な処置を講ずるよう努めなければならない。

【計画どおり実施】

団体名	(財)福島県アイバンク	類型	2	担当課名	保健福祉部医療看護課
-----	-------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

財団法人福島県アイバンクの主体的運営に向け、平成19年度末までに、移植医療における行政の役割を踏まえた当該法人に対する県の財政的、人的関与のあり方について検討する。

平成20年度以降、検討結果を踏まえ着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 眼球提供者の募集及び登録に関する事業
- 2 眼球提供のあっせん並びに眼球の摘出及び保存に関する援助事業
- 3 眼の衛生に関する知識の啓蒙普及に関する事業
- 4 その他目的を達成するために必要な事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

平成20年度までは県立医科大学が事務局となっているが、関与の度合いを低くしたいという同大学の意向により、21年度から事務局を移転することとなっている。

当初は不安定な運営となることが予想されるため、新体制での主体的運営に向け、移植医療における行政の役割を踏まえて必要に応じて当該法人に対する助言、指導等の支援を行う。

【目標】県の財政的、人的関与のあり方の検討

1 法人への県補助金の見直し

- ・平成20年度から角膜移植普及啓発等事業への補助額を見直し、必要最小限とした。
(500千円 500千円 500千円 300千円)

【計画どおり実施】

2 県の非常勤役員の見直し

・検討結果

非常勤役員は1名のみであり、関与は必要最小限であると判断した。
移植医療推進のためにも、今後も同程度の関与を続ける必要がある。

臓器の移植に関する法律

第三条 国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な処置を講ずるよう努めなければならない。

【計画どおり実施】

団体名	財団法人ふくしま科学振興協会	類型	2	担当課名	商工労働部産業創出課
-----	----------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】県の補助金支出縮減

将来的に団体主導に向け、平成18～19年度において、県の補助金支出縮減について検討し、その検討結果を踏まえ、平成20年度以降に着実な実行を図る。

【目標 2】県の現職派遣、非常勤役員の縮小

将来的に団体主導に向け、平成18～19年度において、県からの現職派遣、非常勤役員就任の縮小について検討し、その検討結果を踏まえ、平成20年度以降に着実な実行を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 自然科学情報資料の収集及び調査研究に関する事業
- 2 科学技術に対する正しい理解と認識の定着を図るための事業
- 3 生物、文化、環境、科学等に関する教育普及に関する事業
- 4 ふくしま森の科学体験センターの維持管理に関する事業
- 5 ふくしま森の科学体験センターの利活用に関する事業
- 6 その他、目的を達成するために必要な事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績と今後の取組み

【目標 1】県の補助金支出縮減

1 ふくしま森の科学体験センターの経営改善

ふくしま森の科学体験センター運営検討会（県、須賀川市、（財）ふくしま科学振興協会）で検討し、理事会で承認された「経営改善計画」（平成18年5月承認、計画期間：平成18年度～平成20年度）について、進行管理を行っている。

運営検討会開催状況

平成18年度まで（3回） 17.12.21 18.1.17 18.4.28

平成19年度（1回） 19.5.9

経営改善状況

平成19年度「経営改善計画」の達成状況

項目	19年度目標	実績	達成率
入館者数	56,200人	61,134人	108.8%
事業収入（千円）	11,080	11,808	106.6%
学校利用校数	205	225	109.8%
学校利用者数	12,350人	14,190人	114.9%

なお、平成20年度においては、10月末現在対前年度同期比は下記のとおり

入館者数1.2%増 事業収入1.0%増 学校利用校数2.9%増 学校利用者数1.3%増

【前倒しで実施】

2 適正な補助金について

団体の主体的な運営を促進するため、経営状況や事業内容等を踏まえて県の補助金を見直した。

補助金額の推移

28,000 千円 23,500 千円 21,000 千円 15,000 千円

【前倒しで実施】

【目標2 県の現職派遣、非常勤役員の縮小】

1 県の現職派遣

県の現職派遣の縮小については、教育庁職員課が須賀川市へ申し入れているが、プログラムの作成、実行に現職教員が不可欠であるとの意向から、縮小の合意に至っていない。よって、今後も協議を継続していく。

【協議継続】

2 非常勤役員の縮小

非常勤役員の縮小について検討し、その検討結果を踏まえ、平成21年度以降に着実な実行を図ることができるよう、関係機関と検討している。(財団の設立許可及び指導監督は、教育庁が実施しており、指導監督を行っている組織の長が財団の理事に就任していることは好ましくないことから、平成21年4月1日には、教育長については理事に就任しないこととした。)

なお、商工労働部長については、次の理由により現行どおりとする。

「うつくしま産業プラン21」において、センターは科学技術の振興を支える人材の育成機関として位置づけしており、商工労働部長が県の代表として理事に就任しており、適切な関与の範囲内であると考えている。

【計画どおり実施】

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
理事 (非常勤)	商工労働部長 教育長	商工労働部長 教育長 (未まで)	- (1)
県職員 (教員) 派遣	4 名	4 名	-

団体名	福島県農業信用基金協会	類型	2	担当課名	農林水産部農業経済課金融共済室
-----	-------------	----	---	------	-----------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 県の非常勤役員の縮小

県からの人的関与を必要最小限なものとするため、平成20年度末までに非常勤役員の就任を縮小する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 会員たる農業者等が農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、その他農業者等の事業又は生活に必要な資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証
- (2) 農業経営改善促進資金の貸付を行う融資機関に対する当該資金の貸付に必要な資金の供給
- (3) 上記(1)及び(2)の業務に付帯する業務

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標】

県からの人的関与を必要最小限なものとするため、平成20年度末までに非常勤役員の就任を縮小する。

1 実施項目 - 県の非常勤役員の縮小

平成19年6月6日開催の理事会において、県からの理事を1名減とする定款の一部変更について、総会提出議案とすることを決定。

平成19年6月27日開催の総会において、役員の定数中、理事9名を1名減とし8名とする定款の変更を議決。理事の1名減については、役員の任期満了(平成20年6月30日)以降選任される役員から適用(附則)。

平成20年6月23日開催の総会において、理事8名とする役員改選を実施。

県からの理事は1名となり、県関与の非常勤役員の縮小を実現した。

【計画どおり実施】

	実行計画策定時 (H18.10)	現在 (H20.10)	増減
理事 (非常勤)	経営支援領域総括参事 金融共済グループ参事	次長 (農業支援担当)	1

団体名	福島県土地改良事業団体連合会	類型	2	担当課名	農林水産部農村計画課
-----	----------------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 県の現職派遣の廃止

土地改良法に定める法人として、団体の主体性、自主性をさらに高めるため、県の人的関与の見直しを進める。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に付帯する事業を含む。以下同じ）に関する技術的な指導その他の援助
- 2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- 3 土地改良事業に関する調査及び研究
- 4 土地改良事業に関する金融の改善
- 5 国又は県の行う土地改良事業に対する協力

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標】 県の現職派遣の廃止

現在、現職2名（事務職・技術職各1名）を派遣しているが、順次廃止する。

- ・事務職派遣については、19年度限りで廃止する。
- ・技術職派遣については、技術力の確保・向上の観点から、19年4月～22年3月までは派遣を継続するが、その後は廃止する。

取組の実績

- ・事務職の派遣については19年度限りで廃止した。
- ・技術職派遣については19年4月から22年3月まで派遣を行うこととし、その後の補充は行わないこととで団体と合意し、派遣は今回限りという条件のもと、19年4月から技術職1名を派遣している。

【計画どおり実施】

年度				⑳	㉑	-
事務職派遣	1	1	0	0	0	1
技術職派遣	1	1	1	1(予定)	0(予定)	-

今後の取組

- ・今後は県職員の新たな派遣を行わないこととしているので、従前通り土地改良事業推進の中核としての役割を十分に果たせるように、技術力の向上や自立的な運営に向けて、団体への指導を継続していく。

団体名	マリーナ・レイク猪苗代(株)	類型	2	担当課名	土木部港湾課
-----	----------------	----	---	------	--------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】県の非常勤役員の縮小

当該株式会社については、設立の経緯や事業の目的から、県としての出資を行うとともに、非常勤役員に就任する等の関与を行ってきた。

今後は、翁島港マリーナ施設の指定管理者に指定されたことを踏まえ、法人の自立的な経営を促すため、非常勤役員就任の縮小を検討する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 マリンレジャー施設の整備、管理及び運営業務
- 2 マリンレジャー施設の管理及び運営業務の受託業務
- 3 ガソリン、軽油等の舟艇用燃料の販売業務
- 4 マリンレジャー用品、アクセサリ、日用品雑貨、食料品等の販売業務
- 5 マリンレジャー関連施設賃貸業務及び関連業務
- 6 損害保険代理業務
- 7 前各号に付帯する一切の業務

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標】県の非常勤役員の縮小

関係自治体等と協議の上、非常勤役員（2名：代表取締役会長及び取締役）の縮小を検討する。

県の非常勤役員の縮小

関係自治体等と協議した結果、副知事が代表取締役会長に就任しないことについて同意を得て、平成19年6月開催の株主総会の役員改選において県からの非常勤取締役を1名とした。

【前倒しで実施】

	実行計画策定時（H18.10）	現在（H20.10）	増減
代表取締役会長	副知事	-	1
取締役	河川港湾領域総括参事	土木部次長（河川港湾担当）	-

団体名	小名浜マリーナ（株）	類型	2	担当課名	土木部港湾課
-----	------------	----	---	------	--------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標1】 県の非常勤役員の縮小

当該株式会社については、設立の経緯や事業の目的から、県としての出資を行うとともに、非常勤役員に就任する等の関与を行ってきた。

今後は、小名浜港マリーナ施設の指定管理者に指定されたことを踏まえ、法人の自立的な経営を促すため、非常勤役員就任の縮小を検討する。

【目標2】 財務状況改善への助言

法人の主体性を持った自立的運営のため、財務状況改善への助言を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 マリンレジャー施設の整備、管理及び運営業務
- 2 マリンレジャー施設の管理及び運営業務の受託業務
- 3 舟艇の保管業務及び修理・保守点検業務
- 4 舟艇及びマリンレジャー機器類の販売及び賃貸業務
- 5 ガソリン、軽油等の舟艇用燃料の販売業務
- 6 マリンレジャー用品、アクセサリ、日用品雑貨、食料品の販売業務
- 7 マリンレジャー関連施設賃貸業務及び関連業務
- 8 飲食店の経営業務
- 9 損害保険代理業務
- 10 前各号に付帯する一切の業務

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標1】県の非常勤役員の縮小

関係自治体等と協議の上、非常勤役員（2名：代表取締役会長及び取締役）の縮小を検討する。

県の非常勤役員の縮小

関係自治体等と協議した結果、副知事が代表取締役会長に就任しないことについて同意を得て、平成19年6月開催の株主総会の役員改選において県からの非常勤取締役を1名とした。

【前倒して実施】

	実行計画策定時（H18.10）	現在（H20.10）	増減
代表取締役会長	副知事	-	1
取締役	河川港湾領域総括参事	土木部次長（河川港湾担当）	-

【目標2】財務状況改善への助言

法人として主体的運営を行うため、法人の財務状況の健全化を図ることを目標として、関係者で構成される運営委員会等において助言する。

財務状況改善への助言

- 11月1日（取締役会）、19年3月26日（取締役会）
- 5月31日（取締役会）、6月20日（定時株主総会）、11月1日（取締役会）
- 20年3月28日（取締役会）
- 5月26日（取締役会）、6月23日（定時株主総会）

取締役として上記の各会議に出席し、会社の自主的努力により財務状況が改善していることを確認するとともに、必要な助言を行った。

【概ね計画どおり実施】

（単位：千円）

項目	平成17年度決算	平成18年度決算	平成19年度決算
総収入（ほぼマリーナの営業収入）	140,683	160,584	169,666
うち県委託料 （マリーナ周辺緑地管理経費）	7,325	2,714	2,714
総支出	133,595	152,368	160,778
うち管理運営費	80,732	85,255	87,052
経常損益	7,237	8,216	8,888
累積欠損金	281,057	277,743	272,696

累積欠損金はクラブハウス整備等の初期投資のためであるが、平成13年度以来黒字決算を続け、その額を減らしてきている。

類型 3

団体名	阿武隈急行株式会社	類型	3	担当課名	生活環境部生活交通課
-----	-----------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

阿武隈急行株式会社は、県北方部の住民の「生活の足」としてはもとより、観光振興や地域の活性化のための重要な社会基盤である「阿武隈急行線」を運営しており、地域の公共交通の維持・確保の観点から、経営健全化計画の推進による経営基盤の強化や経営の健全化に向けた取組みを踏まえ、関係機関等と連携・協調しながら適切な支援を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 鉄道事業
- 2 不動産賃貸業、不動産売買業並びに不動産管理業
- 3 旅行業
- 4 広告業
- 5 食堂、喫茶店の経営並びに飲食料品及び日用雑貨品の販売
- 6 収入印紙及び郵便切手の売りさばき
- 7 酒類及びたばこの販売
- 8 前各号に付帯関連する一切の事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標 阿武隈急行株式会社の経営健全化計画に基づく経営基盤の強化】

1 新長期経営計画の進行管理

ア 平成16年度策定の「新長期経営計画」(計画期間は平成16年度～25年度)の着実な取組み支援
「新長期経営計画」に基づいて、輸送人員の維持・確保、効率的な人員体制の構築、給与等制度等の見直し等を図っており、また、安全性診断結果に基づく保全整備計画事業等を実施した。
今後も引き続き、計画の着実な取組みを支援していく。

イ 計画の効果的推進のための適正な進行管理と中間目標年次(平成20年度)における全般的な見直し支援

毎年の実績と情勢の変化を踏まえつつ、適正な進行管理を指導した。
今後は、中間目標年次の全般的な見直しを支援していく。

2 経営健全化計画の着実な推進

ア 平成17年度に策定した抜本的な経営改善策を盛り込んだ5カ年の健全化計画（上記「新長期経営計画」の下部計画的位置付け）の着実な推進

人件費の削減、一般経費の削減等、経営の合理化や旅客需要の維持・喚起等の取組みについて指導した。

今後とも5カ年計画の着実な推進を図る。

イ 助成団体（関係自治体）における計画の内容及び進捗状況を踏まえた支援

鉄道軌道近代化設備整備費補助事業及び阿武隈急行緊急保全整備事業費等補助事業により、支援を行った。

今後とも計画に基づいた支援を行っていく。

3 経営体制の検討

ア 経営環境の変化等に対応した役員等体制のあり方検討

現在の役員等体制を支援する方策について検討を行った。

今後とも沿線市町と連携しながら、経営環境の変化等に応じた適切な支援のあり方を検討していく。

4 利便性の向上・輸送力強化による輸送人員の確保

ア 国が進める地方鉄道再生事業を受け平成17年度策定した「阿武隈急行線再生計画」に基づく、利便性向上及び輸送力強化策の支援

「阿武隈急行線再生計画」に基づいて、平成17年度はワンマン設備の更新等を支援した。

平成20年度には車両増備計画を推進し、利便性向上及び輸送力強化策の展開を支援していく。

【計画どおり実施】

（単位：千人、百万円）

項目	年度						上期	ピーク時	/ピーク
近年の輸送実績	輸送人員	2,887	2,826	2,817	2,767	2,686	1,409	3,251	82.6 %
	運輸収入	849	813	808	794	770	397	989	77.8 %
項目	年度						計画	-	/
近年の経営状況	経常損益	51	31	67	53	134	134	20	200 %
	損益累計	687	698	703	674	721	789	18	102 %
	運営補助	0	0	0	0	0	0	0	-
	施設補助	11	10	31	42	36	35	5	116 %

「運営補助」は運営費補助金、「施設補助」は各種施設整備補助金で、それぞれ県の補助額

団体名	会津鉄道株式会社	類型	3	担当課名	生活環境部生活交通課
-----	----------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

会津鉄道株式会社は、会津方部の住民の「生活の足」としてはもとより、観光振興や地域の活性化のための重要な社会基盤である「会津線」を運営しており、地域の公共交通の維持・確保の観点から、経営健全化計画の推進による経営基盤の強化や経営の健全化に向けた取組みを踏まえ、関係機関等と連携・協調しながら適切な支援を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 鉄道事業
- 2 不動産の売買、賃貸並びに管理業
- 3 旅行業
- 4 広告業
- 5 食堂、喫茶店の経営並びに飲食料品及び日用雑貨品の販売
- 6 収入印紙及び郵便切手の売りさばき
- 7 酒類及びたばこの販売
- 8 生命保険の募集及び損害保険代理店業
- 9 前各号に付帯関連する一切の事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標 会津鉄道株式会社の経営健全化計画に基づく経営基盤の強化】

- 1 経営健全化5カ年計画の進行管理
 - ア 前計画（平成15年度～平成19年度）の進行管理及び次期計画策定に向けた総括

平成19年9月に会津鉄道(株)において「会津鉄道(株)第2次経営改善5カ年計画の検証」を作成〔収入〕計画未達成・・・(要因)沿線住民の少子化の進行、旅行形態の多様化(高速バスの影響等)等〔支出〕計画達成
 - イ 毎年度決算を踏まえての財政支援（計画への取組み状況等を踏まえた実施）

財政支援については、計画値と実際の経常損失額を比較し低い方の額を基準に補助しているが、平成18、19年度は実績が計画値を上回ったため、計画値に基づき行った。
 - ウ 県、沿線自治体及び会社の三者による会社経営全般にわたる検討

会津鉄道沿線市町担当課長会議を平成18年11月から平成20年4月まで計10回開催し、会社経営全般にわたる検討を行った。

2 次期経営健全化計画の策定

ア 計画年度を平成20年度～24年度とする健全化計画の策定支援

会津鉄道沿線市町担当課長会議を平成18年11月から平成20年4月まで計10回開催し、新たな健全化計画を策定した。

イ 会社を中心とした県及び地元市町村による検討委員会による協議

会津鉄道沿線市町担当課長会議を平成18年11月から平成20年4月まで計10回開催し、新たな健全化計画を策定した。

ウ 計画策定の前提要因となる関係自治体からの財政支援策の方向性についての協議・調整

会津鉄道沿線市町担当課長会議で協議し、従前の支援体制と同様の体制で支援することで合意した。計画策定後についても、会津鉄道沿線市町担当課長会議を開催し、進行管理を行いながら財政支援策について協議・調整していく。

3 経営体制の検討

ア 経営環境の変化等に対応した役員等体制（17年度に社長の常勤化）のあり方検討

今後とも沿線市町と連携しながら、経営環境の変化等に応じた適切な支援のあり方を検討していく。

4 誘客促進による経営基盤強化

ア 国が進める地方鉄道再生事業を受け平成17年3月に策定した「会津鉄道再生計画」に基づく、利便性向上や輸送力整備のための事業展開や誘客促進への取組み支援

再生計画に基づく事業については、「鉄道軌道近代化設備整備費補助金」及び「会津鉄道安全性向上等対策事業補助金」を支出し、支援を行った。

今後とも同様に支援を行う予定である。

【計画どおり実施】

（単位：千人、百万円）

項目	年度						上期	ピーク時	/ピーク
近年の輸送実績	輸送人員	806	750	754	707	721	348	1,209	59.6 %
	運輸収入	484	450	472	451	462	209	683	67.6 %
項目	年度						計画	-	/
近年の経営状況	経常損益	174	220	186	199	202	194	16	108 %
	損益累計	971	1020	1039	1071	1111	1112	72	106 %
	運営補助	129	122	119	117	113	136	6	94.5 %
	施設補助	124	108	225	30	22	12	203	9.7 %

「運営補助」は運営費補助金、「施設補助」は各種施設整備補助金で、それぞれ県の補助額

団体名	野岩鉄道株式会社	類型	3	担当課名	生活環境部生活交通課
-----	----------	----	---	------	------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】

野岩鉄道株式会社は、会津方部の住民の「生活の足」としてはもとより、観光振興や地域の活性化のための重要な社会基盤である「会津鬼怒川線」を運営しており、地域の公共交通の維持・確保の観点から、経営健全化計画の推進による経営基盤の強化や経営の健全化に向けた取組みを踏まえ、関係機関等と連携・協調しながら適切な支援を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 鉄道事業
- 2 不動産事業
- 3 旅行あっせん業並びに広告業
- 4 飲食業並びに飲食料品及び雑貨品小売業
- 5 収入印紙及び郵便切手の売りさばき並びに酒類及びたばこの販売業
- 6 前各号に付帯関連する一切の事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標 野岩鉄道株式会社の経営健全化計画に基づく経営基盤の強化】

1 経営健全化5カ年計画の見直し

ア 現行計画（平成16年度～平成20年度）後半の取組みに向けての中間見直し支援

野岩鉄道経営検討委員会幹事会を平成18年11月から平成20年1月まで計8回開催した。

現行計画が実績と大幅に乖離している状況にあり、抜本的経営改善策を講じていくことで意見が一致した。平成20年度については、現行のチャレンジプラン21における経常損失に加え、会社経営に支障をきたさない額を追加支援することで関係自治体が合意した。

イ 毎年度決算を踏まえての財政支援（計画への取組み状況等を踏まえた実施）

財政支援については、計画値と実際の経常損失額を比較し低い方の額を基準に補助しているが、平成18年度は実績が計画値を上回ったため、計画値に基づき行った。

平成19年度及び平成20年度については、野岩鉄道経営検討委員会幹事会で合意に至った額をベースに補助を行うこととしている。

2 次期経営健全化計画の策定

ア 計画年度を平成21年度～25年度とする健全化計画の策定支援

次期健全化計画策定前に実施する経営健全化のための調査内容について検討を行った。
現在、調査会社で調査中である。

イ 会社を中心にした県及び地元市町村による検討委員会による協議

野岩鉄道経営検討委員会幹事会において、次期健全化計画策定前に経営健全化のための調査を行う
ことで合意した。

現在、調査会社で調査中である。

ウ 計画策定の前提要因となる関係自治体からの財政支援策の方向性についての協議・調整

財政支援策については、野岩鉄道経営検討委員会幹事会で随時、協議・調整を行った。

平成20年度は、経営健全化のための調査結果を踏まえ、関係自治体等と協議しながら経営改善策
を決定することとしている。

3 経営体制の検討

ア 経営環境の変化等に対応した役員等体制（18年度に社長常勤化等）のあり方検討

今後とも沿線市町と連携しながら、経営環境の変化等に応じた適切な支援のあり方を検討していく。

4 誘客促進による経営基盤強化

ア 首都圏からの誘客促進強化による輸送人員の増客に向けた取組み支援

会津線等対策協議会や会津・野岩鉄道利用促進協議会等と連携し、誘客促進を支援した。

今後とも関係団体と連携しながら、野岩鉄道（株）の取組みを支援していく。

【計画どおり実施】

（単位：千人、百万円）

項目	年度						上期	ピーク時	/ピーク
近年の輸送実績	輸送人員	618	558	548	544	536	257	1,175	45.6 %
	運輸収入	410	379	365	351	352	173	655	53.7 %
項目	年度						計画	-	/
近年の経営状況	経常損益	115	132	136	157	164	195	28	120 %
	損益累計	679	673	691	733	747	801	56	108 %
	運営補助	50	49	43	41	80	28	37	186 %
	施設補助	0	0	9	0	0	0	9	-

「運営補助」は運営費補助金、「施設補助」は各種施設整備補助金で、それぞれ県の補助額

団体名	福島空港ビル株式会社	類型	3	担当課名	観光交流局空港交流課 土木部港湾課空港施設室
-----	------------	----	---	------	---------------------------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標1】空港の利活用促進に向けた取組み

平成5年3月に福島空港が開港してから空港の利用者数は順調に伸びてきたが、平成11年度をピークに減少してきている。空港の利用者数の増減が、直接的かつ間接的に会社の収益に与える影響が大きいことから、空港の利活用促進に向け、県と連携した取組みを行い、安定的な収益の確保を図る。

【目標2】施設の安全確保及び健全経営に向けた対応策の検討、実施

ユニバーサルデザイン化や将来必要となる施設修繕のため、中長期的な収支計画を策定し、必要な財源の確保を図るなど、施設の安全確保及び健全経営に向けた対応策の検討を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 貸室業並びに施設、設備及び器具賃貸業
- (2) 航空事業者、旅客及び貨物に対する役務の提供
- (3) 航空思想の普及、観光案内に関する事業
- (4) 切手、印紙、煙草、酒類及び医薬品の販売
- (5) 石油販売業
- (6) 土産品、食料品及び日用雑貨品の販売
- (7) 損害保険代理業
- (8) 旅行業
- (9) 駐車場業
- (10) 広告宣伝及び広告代理業
- (11) 飲食店及び喫茶店の経営
- (12) 旅客、貨物運送取次業
- (13) 貸自動車業及び貸自動車取次業
- (14) 娯楽施設の経営
- (15) 給油施設賃貸業
- (16) 前各号に付帯関連する一切の事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標1】空港の利活用促進に向けた取組み

1 空港の利活用促進対策の策定、実施

(1) 具体的措置

平成19年度までは、福島空港利活用促進プロジェクトチーム（事務局：空港交流課）において取り組むべき具体的な内容を決定、事業化し実施してきた。

平成20年度より、観光交流局内に関係各課が集結し、引き続き利活用促進対策を実施していく。

(2) 取組実績（福島空港ビル(株)関係）

ア 福島空港国際線利用促進事業〔空港交流課〕

- ・ インバウンドチャーター便の到着時に出迎えを実施した。

イ 北海道交流事業〔企画調整課〕

- ・ 平成20年7月24日から8月1日にかけて、福島空港ビル内において「福島県と北海道の交流の歩みパネル展」を開催し、広く県民に紹介した。

ウ 空港ビル観光PRコーナー運営事業〔観光交流課〕

- ・ パンフレット在庫状況を把握し、各振興局及び市町村に直接連絡して逐次補充、更新を行った。

エ 空港整備、管理〔空港施設室〕

- ・ 民間会社による航空機操縦訓練事業の実施にあたり、取付誘導路の整備（平成20年3月供用）を行うなど、支援を行った。（平成20年5月9日開校）
- ・ 法政大学の航空操縦学専修の開設及び操縦訓練の実施に際し、着陸料の減免等の支援を行った。（平成20年8月10日開講式、平成20年8月11日～9月5日に体験飛行実施）
- ・ 広報誌、ホームページを利用し、ターミナルビル内で実施している各種イベントのPRを行った。

オ 空港環境美化事業〔空港施設室〕

- ・ ターミナルビル周辺の植栽、鉢植、転移表面の芝管理等を行った。
- ・ ターミナルビル前の植栽を行った。

カ 「空の日」イベント支援事業〔空港施設室〕

- ・ 空港に関する理解促進のための支援等（平成19年9月22日、平成20年9月21日開催の「空の日」記念事業のPR、開催経費の一部の支援）を行った。

(3) 実績に対する進行管理主体としての評価、考え方

概ね計画どおり実施

(4) 今後の取組内容（福島空港ビル(株)関係）

ア 福島空港国際線利用促進事業〔空港交流課〕

- ・ 航空会社に対して、到着時の出迎え等引き続き利用者に喜ばれるきめ細かな対応を実施していく。

イ 北海道交流事業〔企画調整課〕

- ・ 北海道など関係機関との連携を密にしながら、交流による地域振興を図っていく。

ウ 空港ビル観光PRコーナー運営事業〔観光交流課〕

- ・ 市町村との連携を密にするとともに、利用者のニーズに応えられるよう、内容の充実を図る。

エ 空港整備、管理〔空港施設室〕

- ・ 民間会社及び法政大学による航空機操縦訓練事業の実施について、積極的に支援を行っていく。
- ・ 福島空港において、法政大学の航空機操縦訓練施設の整備が図られるよう、引き続き働きかけを行っていく。

オ 空港環境美化事業〔空港施設室〕

- ・ 植栽管理等について、NPO、ボランティア団体からの協力を検討する。
- ・ 地元の協力による果樹の鉢植えの設置等について検証する。

カ 「空の日」イベント支援事業〔空港施設室〕

- ・ 空港に関心を持ってもらうためのイベント内容について、今後とも研究をしていく

2 空港ターミナルビルの施設利活用対策の検討、実施

(1) 具体的措置

県、地元自治体等との連携を図りながら利活用対策を検討し、実施していく。

(2) 取組実績

ア 社内プロジェクトチームを中心とした利用促進事業の実施

- ・ 福島空港情報誌「FAP」の発行（年4回）
- ・ 情報コーナー（18年10月設置）での案内の充実
- ・ 見学デッキの無料化（18年11月11日より）及び監視カメラの設置
- ・ フリーラウンジ「空ラウンジ」の開設（19年2月22日より）
- ・ 「i」案内所の設置（19年4月より「V案内所」へ名称変更、19年7月21日より移設、独立）
- ・ ラジオ福島（毎週金、土の8時及び11時から20秒間）を活用した情報発信
- ・ 福島空港オリジナル商品（スイーツ、酒）の販売
- ・ ウルトラマン関係の立像やジオラマ等をターミナルビル内に常設展示（平成20年2月）
- ・ 開港15周年記念イベントの開催（平成20年3月）

イ テナント共催等での催事開催

- ・ テナント共催催事の通年開催

ウ 福島空港利用促進協議会との取組

- ・ 福島空港ホームページを利用した情報発信

(3) 実績に対する進行管理主体としての評価、考え方

概ね計画どおり実施

(4) 今後の取組内容

- ・ 更なる空港の賑わい作りに向けた取組
- ・ ソウル便における韓国人の利用増への対応（入国審査場の拡張工事）

3 地元と連携した空港の活性化に向けた取組み

(1) 具体的措置

「福島空港の利活用を考える会」において、地元で実施可能な対応策を実施していく。

(2) 取組実績

- ・ 各航空会社推薦旅行パンフレットを使ったPR（商品券のプレゼント）（18.10.1～19.3.25）
- ・ 県中管内出先機関（県）4カ所に空港PRコーナーを設置
- ・ 空港と農産物直売所「こぶしの里」間を往復500円で運航する「こぶしの里シャトルタクシー」が運行開始（平成19年4月1日より）
- ・ 空港周辺約30分圏内の情報を掲載した「ひまつぶしMAP」の発行（19年4月）

(3) 実績に対する進行管理主体としての評価、考え方

概ね計画どおり実施

(4) 今後の取組内容

- ・ 空港利用者の声（アンケート調査、苦情等）に基づいた改善への取組み

4 日本航空撤退に対する取組み

平成 21 年 2 月から、福島空港から日本航空が撤退することに伴い、福島空港ビル(株)では、家賃収入及び国内直営売店の収益で約 208 百万円の収入減が見込まれ、このままでは事業継続が困難となる。

福島空港ビル(株)は、現在、事業内容、組織体制等の見直しを検討しているが、それでも運転資金不足が生じることが予測されることから、関係機関に対し、必要な支援を求めている。

県としても、空港機能の維持の観点から、支援策を検討しているところである。

(1) 具体的な対応策

ア 事業及び組織・人的体制の再編

(ア) 国内売店事業をテナントに移管し、直営売店を国際線免税店のみとする。

(イ) (ア)及び業務再編により、組織を現状の 3 部 4 課体制から 2 部 2 課体制とする。

(ウ) 常勤役員体制を、現状の 3 名体制（副社長、常務取締役、常勤監査役：3 名とも県OB）から 1 名体制（副社長）とする。

また、常勤監査役については、株主総会の手続きにて監査役会を廃止し、非常勤監査役を置く。

(エ) 契約社員は契約の更新を行わない。また、正社員については、希望退職を募る。

(オ) (ア)から(エ)の対応により、常勤役員及び社員体制を、現状の 36 名から 13 名とする。

イ その他の経費削減策

ビル管理維持費、水道光熱費、その他諸経費の見直しにより、できる限り経費を削減する。

ウ 増収策

法政大学の福島空港での操縦訓練実施に伴い、必要となる講義室として、空港ターミナルビルの使用を働きかける。

上記対応により、平成 26 年度の単年度黒字化復帰を目指す。

(2) 業務の見直し等

ア 空港案内業務の縮小（便到着時のみ対応）

イ 国際線両替業務（米ドル）の中止、損害保険代理店の移管検討

【目標 2】施設の安全確保及び健全経営に向けた対応策の検討、実施

1 計画的な施設修繕、保全等の実施に向けた取組み

(1) 具体的措置

既に策定済の中長期保全計画をもとに、修繕計画を立て、実践に向けた対応策を検討する。

(2) 取組実績

- ・ 保全工事の実施（フライトインフォメーション設備の更新、インターカムの端末更新等）
- ・ ユニバーサルデザイン化の推進（手すりの設置（PBB内部）・改修、オストメイトの設置等）
- ・ V案内所の移設、独立化

(3) 実績に対する進行管理主体としての評価、考え方

概ね計画どおり実施

(4) 今後の取組内容

開港より 15 年経過し、施設、設備の老朽化が進んでいくことから、計画的な保全を実施し、快適なターミナルビルづくりに取り組んでいく。

2 ユニバーサルデザイン化に向けた取組み

(1) 具体的措置

バリアフリー協議会で策定された計画をもとに、実践に向けた対応策を検討する。

(2) 取組実績

- ・ 手すり修繕、オストメイト設置

(3) 実績に対する進行管理主体としての評価、考え方

概ね計画どおり実施

(4) 今後の取組内容

- ・ 平成 19 年 12 月に実施された「外国人によるひとり歩き点検隊」の調査結果に基づき、必要な箇所の改善を行う。
- ・ 利用者の意見も取り入れながら、保全計画と調整のうえ、実施していく。

3 健全経営に向けた中長期的な収支計画の策定

(1) 具体的措置

日本航空撤退による経営再建対策を実施した上で、上記 1、2 の実施を考慮し、健全経営に向けた中長期収支計画を策定する。

(2) 取組実績

- ・ 日本航空撤退に伴う影響とその対応について、平成 20 年 11 月開催の取締役会に提出するため、関係機関と協議の上、とりまとめを行った。

(3) 実績に対する進行管理主体としての評価、考え方

概ね計画どおり実施

(4) 今後の取組内容

- ・ 日本航空撤退に伴う影響とその対応について、平成 20 年 11 月開催の取締役会で議決後、速やかに、かつ確実に対応策を実行する。
- ・ 今後支出が見込まれる施設、設備の整備及び保全のための費用の調達のため、更なる収入の確保や経費節減を含めた収支計画を立てていく必要がある。

団体名	(株)福島県食肉流通センター	類型	3	担当課名	農林水産部畜産課
-----	----------------	----	---	------	----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】経営の改善及び安定

財務再建5カ年計画（平成16年度～20年度）に基づく、事業量の確保や費用削減などの着実な実行により、経営の改善と安定を図る。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

1. 食肉の製造保管
2. 食肉の加工処理及び販売
3. 上記1～2の事業に係る副産物の処理及び販売
4. 受託肉畜の処理
5. 上記1～4の事業に関連する一切の事業

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標】経営の改善及び安定

取締役会や監査役会議において、財務状況の進行管理を行うとともに、四半期毎に行われる代表取締役社長の諮問機関である事業検討委員会において、下記の助言指導を行った。

1. 集畜体制の強化
 - (1) 各出荷団体の頭数の維持確保
 - (2) 自社買取集畜の強化
 - (3) 新規集畜先の開拓

平成20年度上半期の事業実績は、飼料価格の高騰、家畜の疾病問題、夏場の高温等、生産基盤における厳しい状況に伴い、と畜頭数が、計画比で93.5%、前年比で96.0%と厳しい数字となった。

しかしながら、事業検討委員会による助言指導を受けた営業努力により、9月以降、計画比、前年比を超える実績となり、事業実績は改善されてきている。

<平成20年度上半期と畜頭数実績>

	上半期計画	上半期実績	計画対比	前年対比
豚	112,485頭	104,608頭	93.0%	95.8%
牛	2,445頭	2,445頭	100.0%	97.3%
計	122,265頭	114,388頭	93.6%	96.0%

計における牛1頭は、豚4頭換算

【概ね計画どおり実施】

2. 計画的な施設整備

緊急的な整備が必要なものから重点的に整備を計画し実施している。

- (1) 牛ピッシング中止に伴う施設の整備 事業費 2,750千円(平成19年10月取得)
- (2) 牛係留場の増設工事 事業費 4,000千円(平成19年7月取得)
- (3) 本館棟屋根塗装改修工事 事業費 11,785千円(平成19年12月取得)

【概ね計画どおり実施】

3. 運営コストの低減

燃料費を初めとする石油関連商品の高騰や今夏の猛暑の影響で電力費が増加したが、人件費、工場経費(修繕、消耗品等)の圧縮により、計画比、前年比より削減することができた。

<平成20年度上半期事業費用実績>

	上半期計画	上半期実績	計画対比
事業費用	633,988千円	624,506千円	98.5%

【概ね計画どおり実施】

現財務再建5カ年計画(平成16年度~20年度)の着実な実施

・平成19年度まで

減資による累積欠損金の解消や、増資による有利子負債の圧縮及び設備投資(長年の懸案であった浄化槽の整備)など全て達成し、黒字基調を維持する基盤が構築された。

・平成20年度

財務再建5カ年計画の達成はもとより、更なる経営体質の改善、事業の活性化を図るべく、平成21年度から平成25年度までの次期経営活性化5カ年計画の策定について、現在、事業検討委員会で協議をしている。

団体名	福島県漁業信用基金協会	類型	3	担当課名	農林水産部水産課
-----	-------------	----	---	------	----------

1 基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 経営改善及び保証基盤強化

平成13年度に作成し、平成19年度に見直しを行った経営改善計画（平成19年度～28年度）に基づく現在の取り組みを着実に推進することにより、協会の経営の改善と保証基盤の強化を図っていく。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

中小漁業者が資金の借入をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証

2 平成18年11月～平成20年10月の取組実績について

【目標】 経営改善及び安定のために必要な助言等の実施

協会の経営改善計画に基づく下記1～3の取組みについて、進捗状況の確認を行うとともに、必要な助言等を行った。

なお、協会は平成13年度に策定した経営改善計画について、進捗状況等を踏まえ、平成19年度に見直しを行い、平成28年度を目標年度とした経営改善計画を策定した。

1 出資金増額及び基金等の運用管理等保証基盤強化のための取組み

出資金については増資計画に基づき増資に努めたとともに、基金等については高率運用に努めた。

〔基金運用利回りの経年推移〕

（単位：％）

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
預金利息	0.13	0.08	0.03	0.04	0.03	0.08	0.18
有価証券利息	1.30	1.19	0.84	0.79	1.07	1.31	1.46

【計画どおり実施】

平成20年度の取組内容

基金等について、国債等の長期運用債券への預け入れを行い高率運用に努める。

2 代位弁済事故防止及び事務管理経費の削減等経営改善のための取組み

代位弁済については引受時の審査を強化したとともに、経費等については経営改善計画に基づき人件費、事務費等の経費削減に努めた。

〔事務管理経費の推移〕

(単位：千円)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	/
人件費	29,610	27,817	27,901	25,326	24,512	23,160	22,706	92.6%
事務費	995	1,019	1,167	1,384	1,292	1,023	734	56.8%
その他経費	6,548	6,328	6,432	5,456	5,263	4,824	4,942	93.9%
計	37,153	35,164	35,500	32,166	31,067	29,007	28,382	91.3%

【計画どおり実施】

平成 20 年度 of 取組内容

経営改善計画に基づき引き続き経費削減に取り組む。

3 沿海市町等への支援要請

貸付計画（市町計 155,000 千円）に基づく単年度無利子の貸付要請を行った。

〔沿海市町貸付金の推移〕

(単位：千円)

区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
実績額（千円）	62,300	102,300	82,300	110,000	140,000	155,000	155,000

【計画どおり実施】